

令和5年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1503号）《未定稿》

◎日 時 令和5年6月29日（木）午前10時30分

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりの	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
21番	嶋崎	秀彦	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	樋口	高頭	君	
副	区	長	坂田	融朗	君
副	区	長	小林	聡史	君

保健福祉部長	細越正明君
地域保健担当部長	原田美江子君
千代田保健所長	
地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	佐藤尚久君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	古田毅君
財産管理担当部長	
デジタル戦略担当部長	村木久人君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	大森幹夫君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩田浩行君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午前10時30分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和5年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、5番えごし雄一議員。

〔えごし雄一議員登壇〕

○5番（えごし雄一議員） 令和5年第2回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員として一般質問をいたします。

初めに、子育て支援の中から放課後等デイサービスについて質問いたします。

まずは、放課後等デイサービスについて、厚生労働省が発表している「放課後等デイサービスガイドライン」によると、放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に授業の終了後、または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することと記されています。また、放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものとあります。このような放課後や休業時に様々な発達支援を受けられるようにする放課後等デイサービスは、発達において特性を持たれている児童の皆様、ご家族にとって非常に大事な支援策であります。

そこで、区内の現状ですが、放課後等デイサービスの利用者について、令和2年は88名、令和3年は95名、令和4年は105名と年々増えております。私が区民の皆様からお話を伺う中で、放課後等デイサービスの事業所が少ない、入れたとしても遠くまで通うのは大変だ、近くで通所できるところが欲しい、児童のニーズに合わせたサービスを選択したいが、現状は事業所が少なく選択ができないなどのお声を頂いております。

この放課後等デイサービスについては、本年3月に行われた区の令和5年予算特別委員会の中でも、当時区議であった大串議員が質問をしましたが、議事録を確認したところ、区の答弁の中で、当時の現状について、なかなか放課後等デイサービスを利用したくてもご希望の日数が必ずしも利用できるかというとなかなか難しい状況であると把握しておりますとありました。希望日数が利用できない児童だけでなく、近くに事業所がなくて通えない。また、ニーズに合わなくて利用できないというケースもあると思います。

2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」第19条では、全ての障害者がほかの者と平等の選択の機会を持って地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者がこの権利を完全に享受し並びに地域社会に完全に包容され及び参加することを容易にするための効果的かつ適切な措置を取るとされているように、全ての発達に特性のある児童の皆様が希望する支援サービスを受けることができるように環境を整えていくことは区政の役割だと思っております。

ここで伺いたいします。現在、区内には4か所の放課後等デイサービスの事業所があると言

われております。今後、区内で開設予定の放課後等デイサービスがあるかどうか、あればその詳細についてお聞かせください。また、改めて区内で放課後等デイサービスの事業者が不足しているという現状について、区の考えをお聞かせください。

近年では、放課後等デイサービスも重症心身障害児だけを対象とした事業所、または重症心身障害児以外の方を対象とした事業所、さらに運動療育に特化した形や学習に特化するなど、利用者が様々なニーズに合わせ選択できるよう特徴を持った事業所が増えています。現在の区の見組として、区内の放課後等デイサービスの事業所の定員の拡充も進めておられますが、区内各地域の皆様が通所しやすいように、またサービス内容を選択できるように、新しい事業所も拡充していく必要があると考えております。

放課後等デイサービスを開設するためには東京都への申請が必要で、区としては開設に当たって事業者への相談、アドバイスをやっているとお聞かしています。

そこでお伺いします。放課後等デイサービスを新規で行いたい民間事業者に対して、開設や運用についての国や都、区の支援、また助成制度はどうなっているか、また、区としてどのような相談、アドバイスの対応を行っているのか、例えば事業者にこういう助成制度があるということをお聞かしているのか、お聞かせください。

その上で、現在、千代田区内では開設する事業者はなかなか増えておりません。私は、区内で放課後等デイサービスの開設を考えている方や実際に事業所を運営している方にもお話をお伺いしてきましたが、区内で新規に事業所を開設することはなかなか難しいとの声がありました。その理由の一つに、区内の運営費用、特に家賃の高さが挙げられています。事業所の開設に当たり、人員や部屋の設備についても様々な基準があります。東京の設備基準では、指導訓練室と呼ばれるサービスを実施するための部屋の広さについて、児童1人当たり4平米以上、定員10名であれば40平米以上が必要、そこに相談室や事務スペース、洗面所、トイレなども含めると、大体最低でも60平米から80平米以上、それ以上の場所が必要になります。そうすると区内での施設の家賃については、平均で30から40万円以上、場所によってはさらに高額になると推測されます。また、開業前においても東京都に申請を行い、許可を受けて開業するまでに3か月から、長ければ半年ほど時間がかかり、その間、事業所の場所を確保しなければならない現状もあります。開設場所が手持ちのビルである、または区から場所を提供されていれば別ですが、自身で準備をする場合はこの家賃が事業所を運営していく上でかなりの障壁になります。また質の高いサービスの事業所を拡充する、また質の高いサービスを続けていくという点では、何とか開設できたとしても、運営に困った事業所では職員の人員を減らしたり、サービスの質を低下させたり、最後には閉業するなどの問題もあります。

そこでお伺いします。現状、国や都の支援では家賃に対する支援はないように思います。事業所が区内で新規に開設しやすくするだけでなく、質の高いサービスを継続していくためにも、開業前を含めて家賃補助などは重要だと考えます。区として独自に支援・助成することを提案いたします。区の考えをお聞かせください。

また、区の事業として行われている重症心身障害児等支援事業について、事業概要では、放課

後等デイサービスを実施する民間事業所の開設及び運営に要する経費の一部について補助することにより、身近な地域での療育や専門指導を受けられる体制の確保を図りますと書いてありますが、この経費の一部についての補助には毎月の家賃に対する補助は入っていますでしょうか。入ってましたら、この重症心身障害児等支援事業と同じように、重症心身障害児以外を対象とした事業所についても補助ができるよう区として取り組んでいくべきだと思いますが、いかがでしょうか、区の考えをお聞かせください。

次に、**高齢者福祉施策**について伺います。

区では、敬老事業として敬老入浴券の配付を区内在住の65歳以上の希望者へ毎年行っております。福祉と健康の増進を図る上で、利用者の方からも大きなお風呂に入れてリラックスできる、お風呂で地域の方と話せて楽しいなど、喜びの声を伺います。その一方で、区内で入浴できる銭湯が少ない、遠くまで入りに行くのは大変、近くで入れる場所が欲しいとの声も多く頂いております。（スクリーンを資料画面に切替え）

このスクリーンを見ていただければと思いますが、区内の公衆浴場、また区外で入浴券が使える入浴場の地図です。見れば一目瞭然ですが、特に麴町地域に公衆浴場は全くありません。以前は麴町一丁目にバン・ドゥーシュという銭湯がありましたが、2年ほど前に閉業。区外で利用できる浴場として、近いところは新宿区の塩湯がありますが、ここも6月30日で閉業するという話を伺っております。

ここで伺います。今、区内で、特に麴町地域に公衆浴場がない現状について、区の考えを伺うとともに、今後、入浴券を利用できる浴場の拡充について、区内、区外併せて検討されている浴場はあるのか、お聞かせください。

また、敬老事業として敬老入浴券はあくまで希望者への配付ですが、近くで使えないために希望しない方がいることも考えられます。そういう方へそのほかに選択できる案などは検討されているのかも併せてお聞かせください。（スクリーン表示を元に戻す）私自身、敬老入浴券の事業は高齢者の健康増進やコミュニケーションの場をつくる観点からとてもよい事業だと考えております。入浴券の事業は続けてほしいと思いますが、続けていく以上、高齢者の方が地域で入りやすい環境をしっかりと整備していくことが肝要だと思います。神田地域はまだ公衆浴場がありますが、特に麴町地域で利用できる場を造ることは区としても考えていく必要があると思います。しかし、区内では公衆浴場を新しく造ることは難しいとも考えています。区外で拡充するといっても、私も調べましたが、近くでとなるとなかなか浴場がない現状もあります。

そこで提案ですが、入浴券を利用できる浴場を拡充するために、区内にある公衆浴場以外の浴場などをお借りすることはできないでしょうか。例えば、地域にあるホテルの大浴場など、もちろんホテル側の了承がなければできないこと、ホテルでは宿泊客の皆様が最優先であることは分かっております。セキュリティの問題など、ほかにも様々課題はあると思いますが、何とか入浴場を拡充していくとの思いで丁寧に誠実に相手との交渉に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。1週間のうち平日の宿泊客が少ない日、大浴場の利用が少ない時間なども限定して考えてみるなど、週1日でも利用できる日があれば地域の方にとっても希望が見えると思

ます。区の考えをお聞かせください。

以上、子育て支援、高齢者福祉について質問させていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） えごし議員の放課後等デイサービスについてのご質問にお答えいたします。

まず、区内の放課後等デイサービス事業所は、議員ご指摘のとおり、4か所の民間事業者による運営にとどまっており、空きが少なく利用が厳しい状況であることは認識しております。区内の開設予定についてですが、神田佐久間町において認可外保育施設を運営している事業者が、定員10名の放課後等デイサービス事業所を本年9月1日の開設に向けて準備を進めていると聞いております。

次に、放課後等デイサービス事業所の開設等に関する支援等についてですが、整備費につきましては国及び東京都の補助があり、運営費は東京都の補助がございます。また、開設に向けて事業者が東京都との手続を進める中では区市町村と事前相談を行うこととされており、区では、区内の障害児通所支援サービスの提供状況や利用ニーズ及び関連する補助事業についての情報提供を行います。また、本区独自の取組といたしまして、重度・重症心身障害児及び医療的ケア児等を対象とした事業所を支援する重症心身障害児等支援事業により、開設前も含めて家賃に対する支援も行っています。本事業により、今年度、区内1施設において利用定員の拡大を図ることとしております。今後、本事業による効果検証を行い、議員ご質問の重度心身障害児以外の事業所についての家賃補助等も含め、障害児福祉計画の改定作業を行う中で検討してまいります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） えごし議員の敬老入浴券に関するご質問にお答えいたします。

初めに、麴町地域に公衆浴場がない現状及び敬老入浴券を利用できる公衆浴場の拡大についてですが、現在、敬老入浴券は区内4か所、近隣区6か所、合計10か所の公衆浴場で利用することができます。東京23区内の公衆浴場数は令和4年12月末時点で420か所ですが、毎年減少しており、この中には麴町地域の公衆浴場1か所の閉鎖も含まれております。こうした入浴施設の減少は昨今の社会情勢を反映しており、この傾向は区といたしましてもいかんともしいものと認識しております。敬老入浴券の利用できる公衆浴場の拡大については、対象となる入浴施設の有無はもとより、公衆衛生や高齢者の交流の場を確保する観点から総合的に判断する必要があります。慎重に検討しているところでございます。

次に、近傍に入浴施設がないため敬老入浴券を希望しない方に対する代替案の検討についてですが、本事業の趣旨を対象者である高齢者の皆様に丁寧に周知し、ご理解いただくことで区内の既存の入浴施設に足を運んでいただけるよう努めてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） えごし議員の入浴券を利用できる入浴場についてのご質問のうち、ホテルなどにある大浴場の利用についてお答えいたします。

えごし議員のご指摘のとおり、区内には大浴場を持つホテルが複数存在しております。旅館業法許可施設は、宿泊または休憩客として、必ず客室を利用させる運用形態であれば公衆浴場法の許可がなくとも利用客に大浴場を利用させることは可能となっております。しかしながら、既存の旅館、ホテル施設が持つ大浴場を新たに公衆浴場として活用するには、宿泊者以外の者が自由に客室に立ち入ることができない場所に大浴場を独立して存在させる施設構造とする必要があります。大規模な改修工事が伴う可能性があり、ホテル側にとっては困難なことと考えられますが、他の方策についても研究してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、13番はまもりかおり議員。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 令和5年第2回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

本日は4点質問いたします。まず1点目、**公務員のコンプライアンス**についてです。

コンプライアンスとは、一般に法令遵守を意味しますが、昨今は社会規範や倫理・規定などの幅広い規則を守る意味で使われています。そして、公務員のコンプライアンスを考える際に大事なことは憲法が関わっているということです。（スクリーンを資料画面に切替え）

資料をご覧ください。憲法99条では、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとあります。これは権力者の暴走を抑制し、国民の権利・自由を守るために公務員に憲法を守る義務があるということです。資料に一部掲載していますが、千代田区では、さらに「コンプライアンスガイドライン」を策定し、一番最初の項目に、基本的人権を尊重し、憲法を擁護しますとうたっています。ここでは基本的人権の例として、自由権、平等権、社会権、そして知る権利、プライバシー権、環境権などが列挙されています。また、特に人権が侵害されやすい例としてここに挙げられておりますが、私はここに権力に対して反対の意見を上げる人も含まれるのではないかと考えています。つまり性の別、人種や国の違い、思想や信条、そして政策的な違いなどで人権を侵害することは決してあってはならない。憲法でうたわれていることではありますが、千代田区では当ガイドラインで改めて全ての人に人権があるのだと、人権を守るのだと、強く決意を述べたものであると私は理解しています。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いします。千代田区としてのコンプライアンス、また、人権の尊重とはどういうことを意味しているのか、お答えください。

以上のように、憲法及び区のコンプライアンスガイドラインにおいて、公務員が区民の人権を侵害することはあってはならないことについて確認しましたが、このことを徹底するには、公務員である区の職員自身も人権を守られ、心理的安全性の高い、自由に意見の言える職場であることが大切であると考えています。

そこで質問です。人権、コンプライアンスについては、職員の階層別研修などで既に十分取り組んでいるということですが、区民の人権を守る、職員の人権を守ることを常に意識し、さらに定着を図るためには日常的な取組が必要ではないでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

例えば、こちらはイメージになりますが、オンライン上でストレス状況や人権に関する問題がないか、天気マークなどを用いてアンケートをしたり、実際のケースを基に考える場を作るなど、短い時間でよいので短時間で繰り返し確認できるような日常的な取組が必要ではないでしょうか。

(スクリーン表示を元に戻す)

続きまして、大きな2問目の質問です。**神田警察通りで配備された警備員の特命随意契約の妥当性と撮影行為について**質問いたします。

2023年4月11日の朝4時頃、神田警察通りに多くの屈強な警備員が派遣され、イチョウの木を守る住民の皆さんとの間で小競り合いがありました。住民、職員、警備員にけが人が出たと言われています。私もその場に一区民としておりましたが、尋常ではない、物々しい雰囲気でした。

まず、この1週間前の4月4日に締結した特命随意契約について伺います。(スクリーンを資料画面に切替え)

資料をご覧ください。この契約は、神田警察通りの道路工事等に関わる保安業務、警備員の委託契約で、期間は来年3月31日まで、金額は約1,000万円です。驚くのは警備員の単価の高さです。こちらにもあります。警備員A-②、有資格者の夜間8時間で8万3,122円。時給にして1万円以上の単価となっています。特命随意契約ですから競争入札を行っていません。高い単価で特定の事業者を指定しているということは、当事業者しか対応できないケースであり、特殊なスキルを保有していることが必要になります。特命随意契約は妥当なものだったのか、ここで質問です。

今回、警備会社に委託した目的をお答えください。特定事業者を選定した理由書には、多様かつ困難な対応が求められるほか、越権行為などのないよう高度な法令知識を有する必要があると記載がありますが、どのような困難なケースを想定し、どのようなスキルが必要だったのでしょうか、具体的にお答えください。また、類似する業務経験におけるノウハウがあるとのことですが、どのような案件の実績があったのでしょうか、こちらも具体的にお答えください。(スクリーン表示を元に戻す)

当日は多くの職員や警備員が区民を撮影していました。この件について質問いたします。区民を撮影した目的は何でしょうか、お答えください。また、警備会社への委託内容に区民を撮影することは含まれていたのでしょうか。区民を撮影するに当たり、職員へ何かしらの指導をしましたか、指導したのであればその内容について教えてください。

当時、私はその場にいました。木のそばでかばんからスマートフォンを取り出そうと下を向いた際、撮影をしていた職員から顔を隠さないで顔を上げて、反対している人ですよというような声をかけられました。まるで権力に対して反対の声を上げる人には人権がないのだと言われているような非常に怖い思いをしました。また、私だけではなく、その場にいた区民は執拗に何度も顔を撮影されています。区民の顔を執拗に撮影した行為について、人権、コンプライアンス及び個人情報保護の観点からどのように捉えているか、お答えください。

個人情報の取得については、個人情報保護法61条に個人情報保有の制限についての記載があ

ります。行政機関等は利用目的に合った合理的に認められた範囲でのみ個人情報の取得が認められています。

一方で、今回の出来事は、区の職員にとっても、実は非常につらく、苦しいものだったのではないのでしょうか。職員にとってみれば、職務を全うしなくてはならないためにやむを得ずに行っていることと思いますが、最も大事なことは、区民の人権を尊重し、区民の信頼関係を守ることです。そして区民が望んでいることは道路整備を進めることです。イチョウを守っている住民の皆さんも道路整備を進めること自体は反対していません。進めてほしいと思っています。それであれば、どのように解決するのか、その方法が、今後も警備員を投入する強硬手段を繰り返すのであれば、民主主義の社会においてこんなに悲しいことはありません。区民の人権を尊重し、区民との信頼関係を壊さずに道路整備を進めるためには、警備員の投入ではなく対話が必要ではないのでしょうか。

これまで樹木の伐採については2回の話合いを持って、既に話合いは終わった、平行線だったとの答弁が繰り返しなされていますが、たった2回の話合いでは足りません。工事が止まっていた1年半、仮に月に1回話し合ったとしても18回は話し合えました。週1回であれば72回。中立となるファシリテーターを入れた、対話の場を求めます。さらに、道路整備を早く進めるために、今、問題になっている区間ではなく、住民合意のある区間から先に工事を進めてはどうでしょうか。例えば神田駅付近のV期などです。ただし、こちらも事前に住民の意向を確認したり丁寧な説明会は必要です。周辺住民の意向を確認する事前ヒアリングを私も一緒にやりたいと思います。ほかの議員の方にも協力を仰ぎたいと思います。進めるための、一緒にやるためのやり方を一緒に検討してください。

続いて、大きな3点目の質問、**広報紙、ホームページにおける掲載ガイドラインの策定**についてです。（スクリーンを資料画面に切替え）

現在、広報紙及びホームページについては、広報紙発行規程、ホームページ運営要綱があり、何を掲載するか項目についての規定があります。しかし、どのような点に注意すべきか、リスク管理における掲載基準がありません。一番新しく策定された「ソーシャルメディア活用ガイドライン」においては掲載基準が明記されています。また、広報紙、ホームページ、SNSではそれぞれ運用が異なっており、特にホームページについては即時性が問われることもあり、コンテンツのチェック機能については課題があると言えます。

そこで質問いたします。広報紙、ホームページのそれぞれの目的、位置づけ、項目、留意点、運用フロー等について、千代田区独自のガイドラインを策定してはいかがでしょうか。ほかの自治体でもリスク管理の面も含めて、体系的に整理している自治体は少ないようです。一方で、上場企業においては、お客様の利益や信用に応えるために情報開示に関する細かな基準が設けられていますので、企業におけるガイドラインも参考にしてはどうでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）最後の質問になります。4点目です。**食料自給率向上に向けた取組として、学校給食における国産食材の対応、検討状況について伺います。**

先日、2022年度「食育白書」が閣議決定され、気候変動やロシアによるウクライナ侵攻で

食料供給が不安定になりつつあることを受け、食料自給率向上の意義を理解することが重要という提言がなされました。また、学校給食などで国産の食材を使うことが食料自給率向上の関心を高めるためにも有効であると示しています。

そこで質問です。学校給食において国産食材使用の現状はいかがでしょうか。例えば国産小麦、米粉のパンなども検討してほしいと思います。

以上4点、質問させていただきました。区長及び関係理事者の前向きな答弁をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） はまもり議員の食料自給率向上についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校給食の使用食材については国産食材を使用することを原則とし、国産では賄い切れない魚介類や果物の一部について外国産も使用しておりますが、遺伝子組換えなどは使用せず、安全・安心な給食提供に努めております。

次に、国産小麦や米粉のパンについてですが、区の給食で提供されるパンは公益財団法人東京都学校給食会より購入しておりますが、国産小麦や米粉を使用したパンも取り扱っており、実際に一部で提供を行っている学校もございます。しかし、全てのパンを国産で賄うことは、取扱量や価格の問題から、現状では困難であると認識しております。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） はまもり議員の神田警察通りについてのご質問にお答えします。

警備会社との特命随意契約についてですが、目的は作業帯及び作業帯周辺の保安管理の充実を図ることで、施工時の安全確保と工事の円滑化の両立を図ることとしてございます。選定理由のスキルは、警備員指導教育責任者資格所持相当のものを想定してございます。類似業務経験としては防犯パトロール等の警備業務を想定しています。

4月11日の職員の撮影目的は、工事の状況を記録するために行ったものです。職員による撮影は2班体制で実施し、警備委託には撮影は含んでございません。職員に対する事前の打合せで、施工区域内の作業状況のほか、車道や施工区域内の侵入や居座り、その他の作業妨害等、人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合は撮影することを確認しております。

コンプライアンス等についてですが、施行区域内に侵入しようとしたり、職員等に体当たりをしたり、伐採対象樹木に抱きつく等の行為は明らかに工事業務の妨害行為であると認識し撮影したものです。撮影することを宣言し行ったものであり、社会通念上問題ないものと認識しております。

解決のために対話が必要ではないか、また住民合意のある区間から工事を進めてはどうかのお尋ねですが、本工事は予算、契約、陳情審査など、区議会における議論や議決など、適正な手続を踏むとともに、関係法令にのっとり着手したものです。着手後、イチョウを伐採しないことを求める要望や区議会への陳情があったことなどから、一時工事を見合わせ、推進協議会との意

見交換や住民同士の対話の場を設けるなどをしましたが、双方の一致点を見いだすことはできませんでした。その後、工事に反対する一部の方から国家賠償訴訟、住民訴訟が提起されるなど、双方が歩み寄る形で工事を行うことは難しいものと判断するに至りました。

計画どおりの工事を望む多くの声がある中で、これ以上工事を遅らせることは、歩行者の安全確保への支障や、さらなる経費の増大、Ⅲ期以降の工事の大幅な遅延を招くことになると認識しております。区道の整備における公共の利益を優先する立場から、計画内容に沿った整備を粛々と進めてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） はまもり議員のコンプライアンスと人権尊重に関するご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、基本的人権の尊重は侵すことのできない永久の権利として国民に与えられる権利であり、同じく憲法に定められているとおり、我々職員は公務員としてこれを擁護することは責務であると認識しております。そして憲法の下、制定される全ての法令を遵守することを常に意識するため「千代田区職員コンプライアンスガイドライン」を策定し、6つの行動指針を定め、各種研修等を通じて職員への周知徹底を図っております。いずれにいたしましても、職員一同、高い倫理感と法令遵守を意識し、これまで同様、今後も適正に職務を遂行してまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） はまもり議員の職員の人権研修に関するご質問についてお答えいたします。

人権とは、人間が人間らしく生きていくための権利であると同時に、相手の気持ちを理解し、違いを認め合うことであり、全ての人の人権は尊重されなければなりません。私たち行政に携わる者には特に高い人権意識が求められており、その視点を絶えず意識し持ち続けることは必須であると認識しております。

研修については、入庁後に新人職員に速やかに行う人権研修をはじめ、職層や在職年数等により、定期的に入権問題、公務員倫理、ハラスメント防止、個人情報保護など、様々に研修を実施しているところです。

議員からご提案のありました方法につきましては、既存の研修とのバランスや、その効果、職員の負担なども考慮することが必要だと考えます。民間や他の自治体での取組等も参考にしながら研究させていただきたいと思っております。

次に、広報物のガイドラインに関するご質問にお答えいたします。本区の広報紙及びホームページについては、それぞれの発行規程と運営要綱において主要な掲載項目等が示されており、ご指摘のリスク管理については千代田区危機管理方針のほか、個別には食品衛生法違反や客引き行為等の防止に関する条例施行規則内などで、別途、広報に関する要綱や施行規則を設けているところです。議員のご質問につきましては、リスク管理面を含めた多様な事例に対応するため、区の主要発信媒体である広報紙の発行及びホームページの公開において、目的から運用フローまで

を含んだ区独自のガイドラインを設けるべきとの内容と受け止めております。これについては、現状設置する自治体がほぼ見当たらないことから、企業におけるガイドラインやその必要性を含め調査研究とさせていただきます。

**○13番（はまもりかおり議員）** 13番はまもりかおり、再質問させていただきます。

今、区民との対話を求めたことについて、裁判があるというようなお話、難しいんじゃないかというお話がありましたが、裁判においても和解というものがあります。対話ということを諦めたいけないのではないかという観点で、もう一度対話の可能性についてお答えください。

また、今、コンプライアンス、人権についてお答えいただきましたが、行政と異なる意見があったとしても、全ての人に対して人権があるということで認識は合っていますでしょうか、さらに再度お答えください。

最後です。目的は早く道路工事の整備を進めるということで合っていますでしょうか。道路工事を早く進めるために、ほかの区間からやるという考え方、選択肢はありますか、お答えください。

以上です。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

**○環境まちづくり部長（印出井一美君）** はまもり議員の再質問にお答えします。私からは、3点のうち、2点についてお答えをします。

区民は会話を求めている、対話の可能性ということでございますけれども、繰り返しになりますけれども、4か月程度工事を止めて、公の推進整備協議会の中で双方の意見を聞き、さらに個別に対話をしたと。それから、訴訟を提起されていますけれども、その内容が、そもそも議決は無効だと、そういうような主張をされている状況の中で、我々としては歩み寄ることは困難であるというふうに認識しています。

それからもう1点、工事を早く進めるということでございます。この点についてはおっしゃるとおりかなというふうに思っています。しかしながら、今回、Ⅱ期工事については街路樹の更新を含む工事の内容についてご議決を頂いて、それに基づいた手続をしているところでございます。街路樹の更新をしない工事ということ自体、我々は想定はしてございません。それから、他の区間についての検討ということについては、これまでも様々議会でもご答弁しておりますけれども、並行して設計等を検討するということはあるかなというふうに思っております。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

**○政策経営部長（古田 毅君）** はまもり議員の再質問にお答えいたします。

基本的人権の尊重は国民に与えられた権利でございますので、全て等しく与えられた権利というふうに認識をしております。

**○議長（秋谷こうき議員）** 次に、25番富山あゆみ議員。

〔富山あゆみ議員登壇〕

**○25番（富山あゆみ議員）** 令和5年第2回定例会におきまして、新人富山あゆみが初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、千代田区の**障害者福祉ポータルサイト、支援情報のバリアフリー化**について質問いたします。

まず、現状、千代田区の障害者福祉の支援情報を得る方法としては3通りあります。1つ目に、障害者福祉手帳の取得時や更新、転入・転居の際に窓口の職員から情報を聞き、複数回にわたり別の窓口等で手続を行い支援を受けるという方法です。しかし、この方法には窓口職員の知識や職務の稼働時間、そして区役所の混雑具合などによって得られる情報に差異が生じてしまいます。  
(スクリーンを資料画面に切替え)

次に、こちらの資料をご覧ください。2つ目の方法として、インターネットで調べられる方には千代田区ホームページから障害者福祉のページに飛び、このように希望する支援情報を探し、1つ1つのページを開き、交付対象に該当するかを調べ、申請手続のために複数の書類を用意して区役所を訪れるという方法があります。そして3つ目が、千代田区で1年に一度送付される、画像のような「障害者福祉のしおり」の分厚い冊子の中から、同じように1枚1枚ページを開き、希望する福祉支援を探し、交付対象かを調べ、申請手続のために複数の書類を用意して区役所を訪れるという方法の3通りがあります。

これらのように、様々な障害をお持ちの方にこのようなバリアのある方法を強いてしまっているのが現状です。(スクリーンの資料画面を切替え) 現在、千代田区では子育て応援ページ、高齢者サービスページ、環境にやさしいまちづくりのポータルサイトが運営されています。福祉部門においてDXとは単なる業務効率化ではありません。(スクリーン表示を元に戻す) 様々な理由でこれまでサイト内の膨大な情報の中から自分に合った支援を見つけることができなかった、千代田区障害者福祉のしおりの分厚い冊子を開くことができなかった、自分に合った支援の情報を探すことを見つけることがかなわなかった方々にとっては、これまでのバリアを取り除き、課題の解決や革新的な区民サービス情報のバリアフリーが実現することを意味しています。

そこで2点質問いたします。1点目に、3つの項目と同様、24時間365日自身の受けられる支援についての情報が確認できる障害者福祉のポータルサイトの作成を検討してはいかがでしょうか。

2点目に、その際、既存のポータルサイトのように膨大な情報の中から自分に合った支援を対象者自らが探したり、窓口担当者の知識に依存するのではなく、手帳の等級や傷病名や既往歴など項目にチェックをつけるなどの方法で入力すると、受けられる支援や情報、必要な手続がある程度プッシュ型で通知されたり、一見して判別できるようにプログラムするのはいかがでしょうか。

次に、**10代後半から50代の相談支援のためのデジタル・ユースクリニックの設立**についてご質問します。

この10代後半から50代の世代というのは、学校や地域コミュニティなどの同世代で共通したつながりが少なく、介護保険などのケアマネジャーさんとの相談も行われていません。思春期を終えて進学や就労などの人生における大きな出来事も多々重なるこの多感な時期に、性自認、妊娠などの性について、自身の健康状態について、家庭について、学校生活について、いじめや

自殺についてなどの相談窓口は設置されているのかを調べました。（スクリーンを資料画面に切替え）

こちらの資料をご覧ください。千代田区に設置されている相談窓口の一覧になります。これだけ多くの窓口が存在しているのは大変すばらしいことかと思いますが、反対に一見してどこに相談すればいいのか分からないという状況になっているのが現状です。（スクリーン表示を元に戻す）

ここで質問です。まさにこの10代後半から今日までを千代田区で過ごしている私でさえ、こんなにも窓口があることを知らなかったのです。この年代の当事者が閲覧する可能性が高い場所に広告するべきだと考えます。相談窓口のメニューの中で、都にはこれがあるよ、区にはこれがあるよという形で包括的にお知らせをしていただきたいと思います。どれだけの支援を自治体がどこでやるのかということを一元化して情報発信するのは区しかないと思いますので、その情報発信やタイミング、やり方などはどのようにお考えでしょうか。そして、今すぐ誰かに相談したいと悩んでいる方が自ら、こんなにも多く存在する窓口の中から自分の悩み事に当てはまるかもしれない相談窓口を探し、平日フルタイムで働いている方も、電話ができる空き時間を探して、窓口で電話をして異なっていたら断られて、再度電話をかけ直すという苦痛を与える可能性があるのが現状です。適切な窓口が分かりにくいといったこの現状を解消するために、AIやChatGPTなどを活用した24時間窓口の問合せや照会ができる媒体を検討してはいかがでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

加えて、こちらのデータをご覧ください。総務省の調査では、このように20代から50代で悩みを打ち明けるコミュニケーション手段として、LINE等のメッセージングアプリでのテキストでのやり取りや電子メールなどが最多で使われています。このような結果を加味して、相談窓口を電話と対面以外の相談媒体が必要ではないでしょうか。この点では、リアルタイムで対面に近いコミュニケーション手段であり、今後、テレワーク中の職員も活用することが可能である、メタバース・仮想空間などの窓口DXについての検討状況はいかがでしょうか。

3点目に、**障害者の歯科診療について**です。（スクリーンの資料画面を切替え）

初めに、こちらの千代田区の現状からご説明します。こちらをご覧ください。現在、千代田区に住所を有する19歳以上の方に行われている区民歯科健診の事業実績になります。黄色い線でお示ししているとおり、千代田区内の千代田歯科医師会、丸の内歯科医師会、麴町歯科医師会のご尽力を賜り、受診率は緩やかに上昇しています。（スクリーンの資料画面を切替え）次に、千代田区民の障害者手帳保持者数の推移です。令和4年版事務事業概要保健福祉部内から抽出したデータですが、手帳保持者数に関してはいずれの障害種別においても増加傾向にあります。（スクリーン表示を元に戻す）

1点目の質問です。区民歯科健診の受診率のうち、障害者手帳をお持ちの方々の歯科健診受診率は把握されていますでしょうか。

2点目の質問です。令和5年度千代田区区民歯科健康診査実施医療機関のうち、その方々が安心して歯科健診を受けられるようなスペシャルニーズ歯科、障害者歯科に特化した歯科医院や大

学病院はありますか。区民の中には、ネット等で検索して歯科健診を受診される方も多くいらっしゃると思いますが、私が確認した中では、障害者歯科診療に特化した病院を実施医療機関の一覧から見つけることはできませんでした。障害の特性の中には歯を上手に磨くことが苦手という特性や、先天的に子どもの歯の段階から虫歯や歯周病になりやすいという特性、また、顎の発達の関係上、幼少期からの顎矯正治療が必要だという特性をお持ちの方がいらっしゃいます。医療従事者における説明で治療内容や手順を把握してからでないで治療をスムーズに受けられないという方もいらっしゃいます。これらの障害の特性上、一般の歯科医院での治療が受けられない方が多くいらっしゃいます。こういった方々が健診を受けられる実施医療機関が告知されていないために、区民健診を受ける機会が乏しくなり、疾患を自覚したときには既に重症化してしまい、抜歯を余儀なくされることもしばしばあります。

今年度の歯と口の健康週間のスローガンにもなっていた「一生自分の歯で」を誰一人取り残さないで実現するために、そういった方々が疾患を早期発見、早期治療するために、現在、就学前のお子さんに歯科健診やフッ素塗布などが行われている千代田保健所4階の歯とお口の相談室等で専門知識を持った歯科医療従事者における障害者歯科健診を行うことを検討してはいかがでしょうか。

最後の質問です。障害者就労支援として超短時間雇用モデルについてお伺いします。

コロナ禍を経験し区民の働き方にもかなり変化が生じました。リモートワークやフレックスタイム制の導入が進み、多様な働き方が職場に定着しているように思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

こちらの資料をご覧ください。本年5月の調査結果ですが、単発、数十分から数時間単位で継続した雇用関係のない働き方で働くスポットワーカーも急増しています。新型コロナ前の2019年末には330万人でしたが、本年5月は1,000万人を超えて、3年半で3倍に増えました。（スクリーン表示を元に戻す）

一方、現状の障害者雇用制度の対象となる障害者は1年以上就労する見込みのある週20時間以上勤務する者に限られています。このような条件がいわゆる常勤としての勤務が難しい傾向にある知的障害者や精神障害者の就労が進まない原因になっています。週20時間以上の勤務を希望していても、体調により1年以上の勤務ができない方や、1日数時間の勤務を希望されている方が就労支援を受けられないことが問題視されています。（スクリーンを資料画面に切替え）

こうした背景を踏まえ、国でも、2024年4月1日から、こちら側の赤枠内のように、週10時間以上20時間未満の勤務の障害者についても、障害の状態に応じて実雇用率に算定できる改正法が施行されることになりました。同じく2024年度から障害者法定雇用率が引上げとなります。（スクリーン表示を元に戻す）

障害者雇用促進法では、障害のあるなし、種類や程度にかかわらず、働く意欲と能力、適性に応じた仕事に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、障害のある方の雇用の総合的な促進が行われていますが、厚労省の報告によると、法定雇用率に達成している企業はいまだ半数程度にすぎません。

急激な環境の変化が苦手という障害特性をお持ちの区民の中には、コロナ禍の出勤停止や自宅待機を経験して、コロナ前のように長時間の勤務などの生活リズムが送れなくなり、今まで受けられていた就労支援も受けられなくなったという話も聞きます。誰一人取り残さない社会参加と多様性のある働き方改革を障害者雇用にも取り入れるという観点からも、短時間からでも就労できる環境をつくるのが有用ではないかと思います。

千代田区では、区役所3階にあるジョブ・サポやソーシャルグッドローズスターズが千代田区と共同で設立され、就労継続支援B型施設として自立と自己実現を支援しています。2024年度障害者法定雇用の義務対象となる企業の範囲が拡大することや、障害者法定雇用率の段階的な引上げに伴い、長時間の就労が難しい障害者が、その希望や特性に応じて働き方を選べるよう、超短時間雇用に注目し、多様な働き方ができる仕組みづくりをしてはいかがでしょうか、見解をお示しください。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうぞ前向きなご回答を期待いたします。よろしくお願いたします。（拍手）

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 富山議員の障害者福祉サービスに関するご質問にお答えいたします。

初めに、障害福祉ポータルサイト及びプッシュ型福祉情報の発信についてですが、区では、様々な手法で障害者福祉サービスの情報発信に努めています。これまでも簡単な質問に答えるだけで必要な情報を取得できる仕組みとして、手続ガイドを区ホームページに開設し、障害を持つ方の手続にご利用いただいております。障害を持つ方が自分の求めるサービスを簡単に選択できる仕組みは有用であり、情報をプッシュ型で提供するポータルサイトについても、障害者のカテゴリーを作成し、様々な障害に配慮した情報提供、情報発信に努めてまいります。

次に、超短時間雇用モデルについてですが、区では、本庁舎3階に障害者就労支援センターを設置して、障害を持つ方の障害特性や希望に応じた就職に向けて、就労相談をはじめ、就職準備のための職場実習や職場訓練、就職後の定着支援など様々な就労支援に注力しています。また、企業等に対する障害者雇用促進に向けて、新規職場の開拓や合理的配慮を含めた理解促進のための懇談会、地域交流会などを実施しています。今年3月には「新しい働き方を考える」と題して講演会を行い、分身ロボットを活用して外出が困難な方でも就労されている事例などを紹介しました。今後も引き続き一般就労だけでなく、就労継続支援B型のような就労系の障害福祉サービスを利用する場合も含め、就労支援を切れ目なく進めていけるよう、超短時間雇用も含めた多様な働き方の仕組みづくりについて、千代田区の特性を踏まえて検討してまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 富山あゆみ議員のご質問のうち、デジタル・ユースクリニックについてお答えいたします。

10代後半から50代の方が直面する様々な課題に関する相談については、区の各窓口において随時ご相談を受け付けているほか、ホームページや各種ガイドブックにおいて電話やLINE

の相談窓口を広く周知しております。その際は、都と区などの相談窓口を一元化してお伝えするよう心がけています。議員ご提示の相談窓口一覧は、自殺対策の一環として、生活困窮を含むあらゆる相談を網羅して作成したものであり、自殺対策のページのトップには、今すぐ相談したい方に活用いただける「こころといのちのほっとライン」などを掲載しています。情報発信については、必要な方がすぐに情報を入手できるよう、分かりやすくアクセスしやすいホームページの作成や、LINE相談のご案内、適切な支援につなげられるようなSNSの活用など、今後も工夫を進めてまいります。

また、相談窓口のDXにつきましては、デジタルの担当部門とも連携し、ご指摘を頂きました生成AIやメタバースなど、様々なデジタル技術の適切な活用も検討し、各分野においてより効果的かつ効率的な相談窓口の構築に努めてまいります。

次に、富山議員の障害者歯科健診に関するご質問にお答えいたします。まず、障害をお持ちの区民の歯科健診受診率についてですが、本区の区民歯科健康診査は、障害の有無にかかわらず、19歳以上全ての方を対象としており、その問診票や健診結果から障害の有無を判断し受診率を出すことは難しいと考えております。

次に、スペシャルニーズ歯科、障害者歯科についてですが、区民歯科健康診査実施医療機関のうち、障害をお持ちの方に特化した歯科医院や大学病院はありませんが、このような方が安心して歯科診療が受けられるように設立された都立心身障害者口腔保健センターにおいて、必要に応じてセンターと連携・協力している歯科医院をご紹介します。また、ホームページへの記載を工夫するなど、当該センターや保健所へご相談いただけるよう周知に努めてまいります。

最後に、千代田保健所等で障害者歯科健診を行うことについてですが、障害の特性により関わり方も様々で、一般の歯科医院での治療が難しい方もいらっしゃることは議員ご指摘のとおりです。区では歯科医師会と協力し、障害の有無にかかわらず、19歳以上の方が無料で歯科健診を受けることができるよう訪問歯科健診を実施していますが、今後、障害をお持ちの方のニーズ把握をはじめ、疾患を早期発見し、かかりつけ歯科医を持てるよう、さらに歯科医師会と検討を進めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により休憩します。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

22番桜井ただし議員。

〔桜井ただし議員登壇〕

○22番（桜井ただし議員） 令和5年第2回定例会において、自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。今回は、改選後初めての議会であり、久しぶりの質問となりましたが、いつのときにも初心を忘れることなく、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、質問に入ります。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する区の対応について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、2019年、令和元年12月初旬に中国武漢市で第1例目となる感染者が報告されて以来、世界的な流行となりました。我が国においても令和2年1月15日に最初の感染者が確認されて以来、3年と5か月が経過し、この間に8回の感染流行が起きました。

千代田区、そして千代田保健所をはじめ、各医療関係に従事されてこられた皆様には、本当にありがとうございました。その日々のご労苦に心から感謝を申し上げたいと思います。

国は、今年5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類を2類相当からインフルエンザと同様の5類に引き下げる旨の方針を発表しました。これによって家庭や学校、職場、地域など、あらゆる場面での日常を取り戻す中で感染症対策が大きく変わることになりました。中でもマスクの着用については、3月13日から個人の判断に委ねることを基本とすることが国から示されています。併せて外国人観光客の数も入国時の規制緩和によって日に日に増加し、都内や国内随所の観光地には大勢の外国人が押し寄せ楽しんでいる姿をよく見かけます。

厚労省関係の専門家の中には、第9波が起こる可能性は高く、さらに第8波のときよりも大きな流行になるのではと予測されて心配をされています。まずは新型コロナウイルス感染症の分類が2類相当から5類に引き下げられ1か月余りが過ぎました。家庭や学校・職場、地域において大きな変化がありましたでしょうか。また、医療関係の受診体制についてもお答えいただきたいと思っています。

さて、新型コロナウイルス感染症の分類が2類相当から5類に変更されたことに伴い、感染状況を示すデータはこれまでの全数把握から全国5,000の医療機関からの報告を基に公表する定点把握に変わりました。これによって、今までのように日々の感染者数の動向を基に対策を講じることが難しくなりました。また、検査が有料になることによって、中には検査をためらう人も予想され、ますます実態がつかみづらくなるものと思われます。再びの感染拡大が心配されますが、どのようにして感染状況を把握しているのでしょうか、お答えください。

次に、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に変更されたことに伴い、今、区民の皆様の様々な心配をいかに対処できるかが求められています。現場で診療に当たっている医師からも、じわりと患者数が増えてきていることが心配されています。（スクリーンを資料画面に切替え）

これは千代田区の感染者数のグラフであります。右側の端には第8波が終わり第9波に上がろうとしていることが分かります。ちょっと小さくて見にくいのですが、また、全国におきましても沖縄をはじめ患者数が急増しているという、そんな情報がここ数日間の中にも何回も出てまいりました。（スクリーン表示を元に戻す）

このような状況の中、まずは相談体制であります。5類に移行されても新型コロナウイルス感染症が収束されたわけではありません。今までのように区民の皆様に安心をしていただける相談体制は取れるのでしょうか。また、マスク着用の自由や7日間とされていた療養期間も患者の自己判断に変わりました。濃厚接触者の特定もなくなることで感染拡大が心配をされます。検査と治療が全額公費から自己負担へ変わっていくとされています。急激に自己負担が増えることのないよう、費用負担の段階的な軽減が図られるよう望みます。医療機関にとっても、コロナ患者に

対する負担が大きく、体制を維持することができるかが心配されます。区としての見解を求めます。また、高齢者などのハイリスク者をどのように守っていくのか、大切な課題です。貴い命を守るためしっかりとした対策を求めます。このように、区民の感染に対する様々な心配に対してどう千代田区は対処されるのか、感染対策についてお答えを頂きたいと思います。

最後に、今後の感染症危機に備えるため、国が基本方針を定め、都は感染症に関わる医療を提供する体制の確保と、発生の予防、蔓延防止のための措置などを盛り込んだ予防計画を策定することとしています。区にも策定が義務づけられている予防計画についての進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。併せてコロナウイルス感染症に対する区の今後の対応について、その決意をお聞かせください。

次に、千代田区と**町会自治**について質問をいたします。

千代田区における町会組織は日本の復興とともに発展し、その多くが60年有余年の歴史を刻んでいます。誰もが生きることによって一生懸命であった戦後を乗り越え、町会としてそれぞれに絆が生まれ現在に至っております。今では行政からのお知らせだけでなく、区民の要望や生活を把握する上からも、区にとって、町会はなくてはならない存在となっています。昨今では、町会単位での防火・防災活動も盛んに行われており、千代田区の行政が機能する上で中心的な役割となっています。また、地域の歴史や文化の継承を考えたときにも、お祭りや各種イベントなどを通して地域の交流が生まれ様々な情報共有ができるまでになっています。現在、千代田区には107の町会があります。六十有余年の年月の中で千代田区内の住環境も大きく変わってきました。区内に住まわれる方の80%が集合住宅に住まれ、新たに造られるマンションはセキュリティ上、誰もが気軽に出入りすることができない造りになっており、コミュニケーションが取りづらくなっています。また、平成10年に初めて4万人を切った人口も、今では6万8,000人にまで増えました。そして、その約1割が毎年転入・転出をされるといった流動性の高い人口推移となっており、住居の実態を捉える上において大変難しい状態が続いています。

そのような中で、区内の町会組織を見てみると、多くの町会で高齢化が進み町会員の数も少なくなっていて町会運営が難しくなっていることが見受けられます。その上、長年の課題となっている新たなマンションに住まわれる皆さんとの交流もなかなか進んでいないように思いますが、いかがでしょうか。

そこで質問します。まずは本区の各町会の実態と町会自治に対する区のお考えをお聞かせください。また、千代田区民の生活実態を考えたときに、区はどのようにして区民ニーズを把握しようとしているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

町会の皆さんはボランティアで活動をしています。地域の安全・安心のため様々な事業にもご協力を頂いて、地域の絆を大切に活動を行っていただいております。本当にありがとうございます。そのような中、区内の再開発をめぐって町会の中で訴訟が起きました。裁判中でもあり中身には触れませんが、長い歴史の中で町会の在り方を考えると大変残念であり、このようなことは絶対に起きてほしくないと思います。

ここで質問をします。区としてこのような事態が起きたことに対して、区はどのように理解を

しているのでしょうか、区が求める町会のあるべき姿とは何でしょうか、お答えください。このことは、本区にとってとても大切なことだと思います。区長の率直なお気持ちをお伺いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 桜井ただし議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症に対する区の対応についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の家庭や学校、職場、地域での変化についてお答えします。大きな変更点として、感染者の入院勧告や就業制限、感染者や濃厚接触者の行動制限がなくなりました。感染防止対策については、個人、事業者の自主的な判断と取組が基本となったため、学校行事や地域のお祭りなどが行われ、まちのにぎわいもコロナ禍以前に戻りつつあるように見受けられます。医療においては、発熱外来に限られていた受診体制が幅広い医療機関で対応する体制に移行されており、重症化リスクの高い方などの受診体制が整えられています。

次に、感染状況の把握についてお答えします。5月7日をもって発生届出が終了した後は定点観測により感染状況を把握しています。6月12日から18日までの1週間に都内全体で医療機関ごとに5.9人の感染者を診断しており、5月と比べて増加しております。定点観測は今までも季節性インフルエンザなどにおいて活用されており、流行状況を把握できるものと考えております。

次に、区民の感染に対する様々な心配にどう対処するのか、感染対策についてお答えします。まず、相談体制については、一般相談や療養中の相談などができる東京都新型コロナ相談センターが設置されているほか、保健所でも随時ご相談に応じており、区民の安心につながるよう支援しております。また、効果的な換気、手洗い、重症化リスクが高い方への感染を防ぐためのマスク着用など、基本的な感染症予防策や、重症化予防には高齢者など重症化リスクの高い方へのワクチン接種が有効であることなど、今後も普及啓発に努めてまいります。

医療費については、高額な新型コロナ治療薬が全額公費負担となっているほか、入院医療費について一部公費支援が継続されており、急激に自己負担が増加することなく、段階的な移行となるよう配慮されております。入院加療が必要な方については、幅広い医療機関にて診療できる体制整備が進んでおり、区が入院調整を実施し、遅滞なく適切な医療につなげている状況です。さらに、高齢者などのハイリスク者を守るため、高齢者等医療支援型施設や妊婦支援型宿泊療養施設を継続しております。また、施設などにおけるクラスター対策として、引き続き施設職員を対象とした感染症対策研修の実施や、施設内に感染者が確認された際の支援に注力してまいります。

予防計画についてですが、区は、都の予防計画を踏まえて、検査の実施体制や医療従事者への研修・訓練、保健所の人員確保について策定することとされております。区の計画について情報収集を図りつつ策定準備を進めてまいります。

今後も新型コロナウイルス感染症の変異株の出現が懸念されており、区民の生命と健康を守るため、医師会や医療機関等と連携して、気を緩めることなく感染症対策に全力で取り組んでまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 桜井議員の町会自治に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、本区の各町会の実態と町会自治に対する考え方についてでございます。町会は、清掃や防犯・防災といった安全・安心につながる活動、さらには祭礼などを通じて住民相互の親睦の輪を深め、地域文化やその誇りを継承していく大切な場でございます。一方、桜井議員ご指摘のとおり、各町会の活動を支える町会員の数は人口の増加に比例するとは言い難く、むしろ固定化、高齢化してしまう担い手不足が各町会の実態であると認識をしております。

次に、千代田区民の生活実態を考えた区民ニーズの把握についてのご質問でございます。各部各課が事業を展開するに当たりまして、その対象となる方々や利用された方々から様々なニーズの把握に努めることは行政としても欠かすことができません。さらに、基礎的自治体として特に重視することは、出張所などが中心となりまして、実際にまちなかでお伺いする声であると考えてございます。ただし、この場合におきましても、日々の区政との関わりの度合いから、やはり町会で活動されている方々のほうがお声を頂く機会は多くなってまいります。

最後に、町会内での訴訟という事態と町会のあるべき姿についてのご質問でございます。町会は地域の共同体として互いに助け合いながら暮らしやすい地域社会のために活動されている団体でございます。日常の関係があるからこそ地域の課題に対して住民が共同して解決策を見いだしていくことができるものと認識をしておりますので、今回の事態につきましては、執行機関といたしましても、桜井議員と同様、大変残念に思っております。いずれの町会におかれましても円滑な活動がなされることが第一でございます。今後とも各町会が維持発展することができるよう、引き続き区としての支援に取り組んでまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、20番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○20番（林則行議員） 令和5年第2回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党として一般質問します。

4月23日に行われた千代田区議会議員選挙の投票率は48.59%でした。これまで、平成15年54.9%、平成19年、51.19%、有権者の半分以上が投票をしていました。東日本大震災直後の平成23年、49.66%と、初めて50%を下回りました。その後、平成27年、47.97%、平成31年、48.6%、そして今回の令和5年は、有権者が5万2,163人、投票者は2万5,345人でした。有権者の半数以上の区民から投票されていない状況が続いております。住民代表機関であり、地方公共団体の議事機関として職責を果たしていくためには住民の投票が不可欠です。定数25名の千代田区議会、4月の選挙では41名の候補者が様々な手段により有権者へ支持を訴えた結果の1つが投票率です。ちなみに、千代田区長選挙の投票率は区議会議員選挙よりも低く、令和3年45.3%でした。令和5年2月に行われた第47回千代田区民世論調査の有効回答率は58.6%でありました。

千代田区政この40年間で最も大きな争点だったのは公共施設適正配置構想でした。当時、千代田区の人口が減り続け、定住人口を確保するためあらゆる施策を展開してきました。基礎的な

自治体存続の危機感があり、地方公共団体の千代田区が生き残るためには人口を増やしていかなければならないと基本構想と基本計画が策定されました。第1次基本構想、基本計画では、人口8万人を目標とした加藤清政区長。第2次基本構想、基本計画で、人口5万人を目標とした木村茂区長。そして第3次基本構想、基本計画で、人口5万人を目標とした石川雅己区長。千代田区の最上位計画を策定する目的には必ず定住人口の回復を掲げてきました。

2000年代に入り、小泉内閣による規制緩和で、当時、不良債権となっていた都心の土地に容積緩和を行い、都市再生に向けた再開発が進みました。都心回帰と重なり、区の施策ではない外的要因により、首都の高台に高級マンションが次々と建設され人口が回復してきました。住民基本台帳統計では、昭和64年、平成元年に人口4万9,738人となり、5万人を割り込み、平成12年、3万9,297人と底辺となり、平成13年からV字回復となりました。平成24年には5万人を回復、平成29年には6万人を回復、令和2年には6万5,000人を回復、そして現在、令和5年6月1日現在、6万8,768人となっております。半世紀前の昭和51年7万人の水準にまで回復してきております。人口が5万人回復する時期と投票率が50%を下回ってしまう時期が重なっております。日本国全体では人口減少が政治の中心課題となり、全国の地方公共団体も人口減少への対策が最重要課題となっております。千代田区は人口何万人を目標にするのか、改めて見詰め直す時期に来ております。投票率が48.59%となり、民意を反映し職責を果たせるのか自問自答し、区民全体の民意を酌み取っていけるのか、日々試行錯誤しながら地方公共団体の議事機関である議会の一員として活動してまいりたいと思います。

以上を踏まえて、**投票率が50%以下の千代田区長選挙と区議会議員選挙の意義について**3点伺います。

1点目は、二元代表制の区長と区議会は民意により成り立ちます。半数以上が投票していない区民の民意をどのように酌み取り、施策に反映しようとしているのか。投票率が低い現状に対して、民意の反映した区政をどのように実現しようとしているのか。区長選挙の投票率45.3%、区議会議員選挙投票率48.59%をどのように受け止め、今後の区政運営にどう影響すると考えているのか、お答えください。

次に、**子どもの遊び場について**質問します。

4月の選挙では、多くの子どもたちや保護者から子どもの遊び場について聞くことができました。非日常の一過性となる催しではなく、子どもたちの外遊び、仲間と野球やサッカーなどボール遊びができる日常的な場が必要だと聞きました。千代田区には子どもの遊び場に関する基本条例、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例が制定されており、条例の趣旨に向けた取組が必要です。子どもたちが伸び伸び遊び、学び、育つことができる環境確保のため、平成25年度より子どもの遊び場事業は順次拡大し、現在、区内8か所で展開しています。

千代田区は、都市化の進展などで遊び場として利用できる土地が限られ、しかも極めて高いという特徴があります。事業を拡充していくためには課題を克服しなければなりません。子どもの人口が増加しているのに対し、校庭、園庭、公園の面積が増えていない現状、過去5年と比較すれば1人当たりの面積が減っております。条例の趣旨とは真逆の方向であり、下り坂を前へ前へ

と進んでいるようです。

こうした中、千代田区第4次基本構想の将来像の方針実現に向けた取組として、子どもの様々な遊びの環境を充実させるため、昨年11月初旬から道路公園課が公園、児童遊園、広場に関するアンケートを行いました。令和5年度は子どもの遊び場推進会議で、アンケート結果を踏まえ、公園、児童遊園等整備方針を改定し、遊び場確保の取組を進めていくものだと思います。区の子どもの遊び場の現状把握と需要について改めて確認していく必要があります。

近隣区ではボール遊びのできる公園があります。千代田区の公園、児童遊園や道路上ではボール遊びや花火も禁止されています。遊び場の開催時間や開催日の増大、新規遊び場の設置など、時間に関する要望や、ボール遊び、バスケットの練習、花火がしたいなど、様々なニーズ、要望等、区民からの需要、ニーズを把握していく必要があります。

以上を踏まえて4点お尋ねいたします。区の子ども人口と校庭、園庭、公園の1人当たりの面積について、5年前と比較した数値と区の認識をお答えください。公園、児童遊園、広場に関するアンケートの調査の分析結果をお答えください。併せて調査結果をどのように活用して区民ニーズに対応していくのか、お答えください。区民からの様々な需要、ニーズに対して、今後、区としてどのように対応していくのか、お答えください。

次に、子どもの遊び場整備に関する計画について伺います。区長招集挨拶で、第4次基本構想を踏まえた今後の区政の方向性で「あるべき姿を明確にし、進むべき道を示そう」と、区政運営の最上位に位置づけられる指針と述べられました。区政の最上位計画である基本計画が存在しない千代田区、指針を実現するためには分野別計画で区民にあるべき姿が明確になるようにしていかなければなりません。地方公共団体の役割とあるべき姿として、都心に位置する千代田区は、区有地に限られ、その中で子どもの遊び場の確保ができていない現実があります。健全な子育てに必要な子どもの遊び場確保は地方公共団体として基本的な責務であると考えます。非日常のイベントは利便的ですが、千代田区は日常的な場をつくるのが仕事です。民間事業者の公開空地を利用するのはあくまでも補助的な役割なのです。これまで20年間の千代田区政は基本計画や推進プログラムなどで事業の進むべき中長期的な達成目標が示されたことで具体的な評価ができていました。第4次基本構想は基本計画がないので、予算編成をつなぐ分野別計画がより一層重要となってまいります。

以上を踏まえて6点お尋ねをいたします。地方公共団体として千代田区は子どもの遊び場の確保のための役割やあるべき姿をどのように認識しているのか、子どもの遊び場事業が第4次基本構想の目指すべき方向性に向かってどのような方向で進めていくのか、区の考えをお示してください。子どもの遊び場事業について、第4次基本構想での位置づけとあるべき姿があればお答えください。子どもの遊び場の設置計画を具体的に示していく分野別計画を策定していくのか、来年度の予算編成に向けた方針があればお答えください。最後に、子どもの遊び場の土地確保について、学校敷地や公園の隣地など、区として土地を購入し、子どもの遊び場として新しく土地を購入するお考えがあるのか、お答えください。

以上、明快な答弁をお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 林議員の子どもの遊び場に関するご質問にお答えいたします。

まず、校庭等の子どもの1人当たり面積についてですが、令和3年度の数値で、小学校校庭が4.14平方メートル、中学校校庭が6.29平方メートル、幼稚園園庭が3.9平方メートル、区立公園が9.53平方メートル、区立児童遊園が0.58平方メートルであり、5年前と比較いたしますと、幼稚園を除く校庭や公園の面積は約2割程度減少しております。なお、保育園につきましては屋上園庭や代替園庭使用など、園ごとに様々な保育環境であるため詳細なデータを算出することができかねる状況です。本区の子どもの数が増加傾向にある中、今後、校庭等や公園など、子どもが活動できる1人当たりの面積はさらに減少していくものと認識をしております。

次に、区民から様々な需要への対応についてですが、ボール遊びにつきましては、一部の公園等において時間帯を限定し実施しておりますが、利用時間や場所の拡大等への対応は困難な状況にあります。こうした課題に対応していくため、場所の確保に努めるとともに、ボール遊びや花火も含め、現状の公園等の利用方法について、公園、児童遊園、広場に関するアンケートの結果によるニーズ分析を行い、例えばニーズの高い遊びに対する重点化や、場所、時間のスポット利用など、様々な工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

次に、遊び場確保の役割やあるべき姿についてですが、地方公共団体としての本区の役割は、子どもたちが安全かつ健康的に遊べる場所を提供することであり、具体には、公園や遊び場、学校や保育園などに子どもたちが遊ぶことができる場所を整備することが求められ、また、地域の子どもたちが遊びやスポーツをする場を提供することも重要と考えます。

次に、第4次基本構想の目指すべき将来像や位置づけについてですが、子どもの遊び場事業につきましては、第4次基本構想に掲げるめざすべき姿の実現に向けて、将来像に向けた方針と、3年間の中期的な取組の方向性につきまして、区の仕事のあらまし、予算概要にお示ししております。具体には「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」という基本構想の将来像に向かいまして「多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができています」というめざすべき姿を実現するために、その1つの方針として遊び場確保の取組を進めることとしています。

次に、子どもの遊び場に関する分野別計画や来年度の予算編成に向けた方針についてですが、子どもの遊び場に関する分野別計画は現時点において策定する予定はございません。今後、中長期的な視点での目標設定やあるべき姿につきましては、毎年度の予算概要において示していくか、公園・児童遊園等整備方針の改定において、子どもの遊び場の考え方を公園整備と連携して示すなど、方策について検討してまいります。いずれにいたしましても、来年度の予算編成において、その取組の方向性を明らかにしてまいります。

最後に、子どもの遊び場としての土地の確保についてですが、遊び場として適地であれば積極的に確保していくことが基本的な姿勢です。また、土地の購入に当たりましては、庁内、他部署におけるニーズや、多額の財政支出を伴うことなどから全庁的な検討が必要であると認識をしております。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 林議員の子どもの遊び場に関するご質問のうち、公園、児童遊園、広場に関するアンケート調査結果の分析等についてお答えいたします。

昨年度、当区が管理する公園、児童遊園、広場において、利用者数の把握、利用者へのヒアリング並びに区民アンケートを実施いたしました。初めに、利用者数ですが、通勤者等の通行目的が多い秋葉原駅前東口広場も含めると、1日当たり平日約12万人、休日約11万人となっています。また22か所の公園に絞りますと、平日約3万人、休日約2万7,000人となりました。時間別では、平日は9時台と17時台の通勤・通学時間帯や、12時台のランチタイムが多く、休日は12時から16時までの時間帯の利用が多くなっており、子ども同士や家族など、多様な方々に利用される状況がうかがえます。

次に、公園等に関する意向調査についてですが、公園等での利用者ヒアリング約2,300名、区民、保護者、児童・生徒等のアンケート調査約7,600名と、合わせて1万人規模の声を頂きました。結果の概要ですが、公園全体としてはトイレやバリアフリーについてある程度充実しているという一方で、遊具の種類や数、ベンチの充実度が低いなど、機能面での課題が見てとれます。また、ボール遊びのように自由に遊べる公園利用を求める声も多く、ハードとソフト両面からの課題が指摘されています。児童遊園、広場においては、遊具の種類や数のほか、規模が小さいこと、そもそも利用者が少ないことなどが指摘されています。また、児童遊園、広場の多くが500平米以下の狭小なスペースとなっており、1つの場所での多目的利用は困難な状況にあります。

いずれにいたしましても、公園、児童遊園等整備方針の策定後16年が経過し、区内の人口はおよそ1.5倍、特にファミリー世帯が増加しております。今回の調査結果をさらに詳細に分析し、新たな課題、ニーズに対応するため、整備の方向性やソフト面も含めた具体的な取組の検討に向けて、7月中旬に検討会を立ち上げ、専門家の意見も頂きながら整備方針の改定に取り組んでまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 林議員の投票率と区政運営に関するご質問にお答えいたします。議員ご案内のとおり、本区における区議会議員選挙、区長選挙のいずれも近年の選挙では投票率が50%を下回る結果となっております。この結果は区政への関心の薄れも原因の1つとして考えられることから、議員ご指摘のとおり、投票率の低下は民意が区政運営に反映されにくい状況につながるといった懸念もございます。

こうした状況につきまして、投票率の上昇を目指していく必要があると認識しておりますが、一方で、民意を反映する手段の多様化を進めるために研究を重ねていく必要もあると考えております。現在、区ホームページ、広報紙、SNSなど、様々な手段を活用し、適時適切な区政情報の発信に努めるほか、区民世論調査や区政モニター等による民意の把握をはじめ、事業実施等に当たっては各種アンケートやヒアリングの実施、参画と協働の観点からはパブリックコメントを実施するなど、きめ細やかに区民のご意見等を聴取する取組も行っております。今後は民意を区

政により反映させるための1つの手段としてデジタル技術をどのように活用していくかということも課題になると思います。いずれにいたしましても、投票率の低下を少しでも改善できるよう、また、これまで以上に今後の区民の方々の声を酌み取っていけるよう、デジタル技術の活用なども踏まえて、手法等の研究を重ね区政に反映してまいります。

○20番（林則行議員） 20番林則行、自席から再質問いたします。

政策経営部長、またお戻りいただいて結構なんですけど、選挙を経験されていない政策経営部長がそのようなお話をされるというのは、大変、今の千代田区役所の姿勢なのかなというのを改めて痛感いたしました。投票率を上げるために私は聞いたわけではないんです。ここに今座っている25人の人たちは、必死になって、よりよい千代田区のために、自分の家族も名前も全てさらした形で、選挙を戦ってまいりました。

で、我々が、例えば議案の1つに、議決に賛成のボタンを押す、反対のボタンを押す、このときは一定の民意だ、50%以上あれば民意だろうと。1つの仮説の上に成り立って正しいだろうと、多分正しいだろうと、行けるのかなというのが、僕らだったら何とか頑張って言えるのかもしれないけど、部長がデジタルをやるとかと言うと、今後それでは、議会制民主主義とか二元代表制とか、あるいは区長選挙でもっと投票率を上げる、そんなイメージなんですかね、協働と参画って。全国の自治体が、地方公共団体が、全部、投票率がそんなに高くないのはありました。

ただ、質問の中で申し上げたように、千代田区は人口が5万人を欠けるかどうかというときに、みんな必死になって、どうしようと考えた1つの目標があった。今はそれがなくなるとこんなになっちゃっているんじゃないんですかと問いかけなんです。SNSで拡散して「いいね！」を押してもらったからって、投票率が上がるわけでもなく、関心のある人たちだけが、意識の高い方たちだけがどんどんどんどんそちらのセクションに入っていく。そういうのを千代田区が目指しているのだとしたら、政策経営部長のおっしゃるデジタル方面に行くというのも1つの考え方ですけど、もっとアナログ的な、人間味あふれたり、（ベルの音あり）そういった姿勢をやっていくというのは、選挙に携わった者でしか答え切れないものだと僕は思っているんですけれども、ドライな形でなぞるような答弁があるんでしたらなぞっていただいておりますけれども、何が一番欠けていると思われているのか、再度お答えください。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 林議員の再質問にお答えいたします。

林議員の質問の中で、投票率を引き合いに出して、民意の反映、区民の声が十分に聞き取れていないのではないかという趣旨のご質問というふうには承っております。一方で、投票率のお話もされていたので、投票率の上昇を目指していく必要も認識しているというふうにご答弁させていただきましたが、一方で、民意を反映する手段の多様化を進めるために研究を重ねていきたいということもお答えを申し上げました。その手段の1つとして、一例としてデジタルという形を申し上げましたけれども、多様な民意の聴取の仕方としましては、それ以外にも様々あるかと思っておりますので、そういった研究を引き続き続けながら、それをしっかりと区政運営に反映できるように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、19番小林たかや議員。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 令和5年第2回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党として一般質問をいたします。

初めに、富士見みらい館PFI事業の事後評価と今後について質問いたします。

平成11年7月、通称PFI法の施行から20年以上が経過し、法施行後の初期に実施したPFI事業の多くが期間満了を終えています。千代田区においても、区役所本庁舎を平成16年から令和2年度まで17年間で行い、富士見みらい館を平成19年度から令和6年度までの17年間でPFI手法を活用した整備を行っています。PFI事業とは、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用し、事業全体のリスク管理を効率的に行うことや、設計、建設、維持管理、運営の全部または一部を一体的に扱うことにより、事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待されるというものです。区役所本庁舎は国と区による2者のPFIでしたが、富士見みらい館PFIは区単独の事業なので、特に期間満了の一定期間前に適切に事後評価等を実施し、効果、成果等を明らかにすることで次期手法を検討する必要があります。富士見みらい館のPFIは、小学校、こども園、児童館機能や学童を伴うわんぱくひろばといった子どもの施設や、九段中等学校の給食の提供などPFI事業です。PFIの最大の目的であるコスト削減は目的でない事業でした。

令和7年3月末で17年の事業が終了するに当たり、質問いたします。

1、モニタリングについて。モニタリングはどのように実施しておりますか。また、契約終了時はどのようにする予定ですか。モニタリングは随時行うことが基本と考えますが、一定期間ごとに区が独自に行うモニタリングはありませんか。モニタリングに当たっては、当初定めた情報及び頻度にて事業者から報告を受けることが基本となります。上記に際し、事業者が抱える事業管理、運営上の課題を官民で協議、共有することをどのようにされていますか。

2、事業評価等を検証するプロセスについて質問します。PFIにおいて適切に事業評価等を実施し、PFI事業における課題や反省点を明らかにし、今後の事業方法の選択や事業内容の改善に生かすことが必要不可欠であるという国の明快な方針、趣旨があります。これに沿う前提であれば、評価に当たっては外部有識者へのヒアリングを行うことにより、評価に客観性及び中立性を確保することが望ましく、評価に当たっては公平性を期すこととともに、今後の事業スキームの構築等の参考にするため、当該事業を実施した民間企業からの意見も聴取することが有効で、さらに、民間企業から意見を聴取するに当たっては、外部有識者が直接聴取することなどにより中立性が担保されるように配慮されることが必要だとされています。これらのガイドラインに沿って、区、事業者、利用者及び第三者の目を通して検証が行われたのか、行われているのか、お答えください。検証結果の公表は検討されていますか。検証結果として課題はどのようなものでしたか。

3、評価後に明らかになった管理上のメリット、デメリットについて質問します。施設の整備と15年にわたる維持管理を一業者に任せたことによるメリットがあったかどうか、コスト面は

もちろんのこと、ハードの品質の維持という面でメリットはありましたか。ハード、設備の建設と維持と、ソフト、学童保育を中心とする運営を一グループたる民間事業者、コンソーシアムが実施することにおいて、コスト及びサービス両面におけるメリットがあったかどうか。特に今回のPFIにおけるソフトの部分の特徴として、給食運営と学童保育運営が事業者側によるものであったが、この運営を施設の維持管理とともに行ったことについてのメリット、デメリットを検証してお答えください。

4、リスク分担の適正性について質問します。当初定めた協定・契約に基づくリスク分担が適切なものであったかどうか検証・検討することが必要で、PFI事業において顕在化し得る様々なリスクについて、これをいかに縮小化することという観点から、行政側と事業者側の負担について様々な角度から検討がなされておりますが、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインでは、想定外のリスクの増大や著しい事業環境の変化等によって、事業期間中に当初のリスク分担が著しく不適切になった場合には、協定等の内容を踏まえた対応を基本としつつ、必要に応じて業務範囲やリスク分担の見直し等に関する協議を行うことが望ましいとあります。これまで区と事業者いずれかからお互いのリスクや役割分担について不満、要望があったことはありましたか。その際、リスク分担を見直し適宜に行うという作業がなされたのでしょうか。次期事業方式の検証の際には重要な意味を持つ参考資料となるものと考えますので、お答えください。

5、管理者によるセルフチェックの整理について。PFI事業において、事業終了後に向けて、事業期間中における事業効果や課題認識について情報を蓄積する必要があります。管理者によるセルフチェックはどのように実施されたか、整理されているのか、お答えください。

6、PFI事業が終了した後の次期管理手法について質問します。事業から得てきた運営上のノウハウは事業者だけのものではなく、区だけのものでもありません。共同の運営者である千代田区と事業者がともに分かち合うべき財産です。この見えない財産を次期事業へどう生かすのかです。一方、次期事業の選択及び事業選定において、公平性の原則をどう守っていくかは非常に重要なテーマです。事業終了時に実績のある運営事業者を他の事業者とただ一律に取り扱うことが公平性の趣旨ではなく、俯瞰した視点から事業期間全体における評価を見渡した上で次の選択肢を準備する必要があると考えます。区の方針はどのようなものか、お答えください。

次に、**不登校対策等**について質問いたします。

不登校児童・生徒の問題については、不登校対策をすぐにしなくてはならないと保護者より要望がございました。本来であれば国の指針に基づき、不登校特例校を行政が設置すべきですが、待っていても今現在取りこぼされている子どもを救うことができません。行政ができないところを小回りの利く民が親子の孤立を防ぎたいという思いから行動に至っております。今後、目指すものは「学びに選択肢を」ということを主眼にインクルーシブな学びの場と孤立しがちなマイノリティの保護者の居場所を提供したいと考えております。応援してほしいということでもございました。

課題としては、1、場所の問題。千代田区は家賃が高い上に、子ども施設となると近隣の理解を得難いこと。

2、資金の問題。社会課題解決業はお金にならない事業のため、行政の助成がないと大手企業さえ参入しない状況。区の助成なしには成り立たない事業であること。

3、人材の問題。人件費が支払えないため募集できず、当面は大学生ボランティアに協力を依頼しているなどでした。

このように保護者が立ち上がって不登校対策に取り組み、改善の行動を起こしている中で、教育委員会は今どういう認識で何ができるか確認をしていきたいと思います。少しでも改善を進めるためにはどうすればよいのか質問いたします。

文部科学省では、不登校児童・生徒、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義づけております。（スクリーンを資料画面に切替え）

文部科学省による「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、令和3年度の不登校児童・生徒の数は小学生で8万1,498人、中学校では16万3,442人、高等学校では5万985人であり、義務教育段階である小中学校の合計が約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人との結果が示されております。特に近年、不登校児童・生徒の数は年々増加し続けております。（スクリーン表示を元に戻す）

不登校となってしまう原因は多様化、複雑化しており、一人一人の状況に応じた施策を講じることが必要であると考えます。さらに、文部科学省は、不登校児童・生徒の定義に当てはまらなくても、不登校傾向にある子や、不登校になりそうで悩んでいる子、困っている子はもっと多いのではないかと危惧しています。

そこで、まず初めに、本区における不登校児童・生徒の状況と原因をどのように把握しているか、また、不登校傾向にある子どもや、不登校になりそうで悩んでいる子、困っている子についてどのように対応しているのかお答えください。

教育においては、様々な状況の差異はあっても、安心して学校に通うことができるための環境づくりが必要です。本区においては、不登校児童・生徒が安心して学ぶことができる適応指導教室、白鳥教室を開室していると認識しておりますが、白鳥教室に通室している子どもたちの登録数や、実際の通室状況についても強い危機感を抱いております。そこで、白鳥教室に通室している子どもたちの登録数や、実際の通室状況について、さらに、本区における白鳥教室の状況と、教育委員会が把握している課題をどのように認識しているかお答えください。

白鳥教室の運営に課題があれば、その課題は解決していかなくてはなりません。現実問題として、白鳥教室に行けない子どもがいると聞いております。そのような現状から、白鳥教室の機能拡充だけでは学びの充実は難しい状況ではないでしょうか。白鳥教室にこだわらず、例えば文部科学省がさきに行われた中央教育審議会において、不登校特例校を全国で300校設立する目標を打ち出しております。しかしながら、東京都の現状は、小学校段階で不登校特例校は江戸川区と八王子市の2校のみ、中学校段階では葛飾区、大田区、世田谷区、調布市、福生市の5校のみ、高等学校段階では国立市1校のみです。文部科学省は、令和5年3月31日に「誰一人残さない

学びの保障に向けた不登校対策について」という通知を発出しましたが、その中で、NPO法人や民間のフリースクール等と連携することで、そのノウハウを取り入れた業務委託をしたりすることが望ましいと記載されております。同通知には、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施についても記載されております。教室以外ということではNPO法人や民間のフリースクール等はもちろん、ICTを活用した自宅での学習も含まれるのではないかと考えます。

そこで、不登校対策として白鳥教室の機能充実と併せて、本区でも不登校特例校の設置について民間のフリースクール等と連携を進めていくことで、不登校児童・生徒の新たな居場所づくりを検討することができないでしょうか。また、NPO法人の民間のフリースクール等に通う子、そして自宅でICTを活用して学習をしている子についても、その評価や出席に関して、これらを配慮した柔軟な対応をご考慮いただくとともに、不登校特例校の設立や、NPO法人の民間のフリースクールとの連携や業務委託などについても積極的に取り組んでほしいと存じますのでお答えください。

一方で、学校には何とか登校できているが、様々な理由から教室に入ることができないという児童・生徒も一定数いると確認しています。このような教室に入ることができない児童・生徒の実態を把握していますか。このような児童・生徒にも当然のことながら楽しく安全で（ベルの音あり）安心して学校生活を送る権利があります。具体的にはどのような対策が取られているか、ご見解をお願いいたします。

明快な答弁を求め質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 小林議員の富士見みらい館のPFIについてお答えいたします。

まず、モニタリングについてですが、要求水準に沿って事業者が実施し、業務報告書とともに毎月区に提出することで実施しております。事業期間終了時のモニタリングについては、事業者と協議し、終了前検査の実施などについて検討していく予定です。また、区独自としても四半期ごとに実施しており、区及び各施設、関係部署、事業者による毎月の運営協議会なども活用し情報共有を図っております。

次に、検証プロセスについてですが、今回、専門的な外部コンサルタントに委託するとともに、内閣府の基本的な考え方やマニュアルに沿って事業者や各施設のヒアリングなども含めて実施しております。課題としては、備品や維持管理などのデータ整理、業務内容や所掌範囲のさらなる明確化などが挙げられております。なお、検証結果はホームページなどで公表してまいります。

次に、評価後のメリット、デメリットでございますが、コスト面として、事業コストの縮減については、法令改正への対応や社会状況及び児童数増などに伴う行政需要の変化への対応による業務の追加・見直しはあるものの、バリュー・フォー・マネーの効果は発現しており、事業コストの縮減につながっています。また、施設整備については、事業期間を通して割賦払いによる財政負担の標準化が図られているため、一定の効果があったと認識しています。ハード面では、近年の区の自前による従来型整備事業と比較して、工期の短縮が図られたことや、設計、工事監理、建築、設備、維持管理など、各事業者が当初から携わっていることで施設や設備の不具合対応が

迅速であることが挙げられます。サービス面では、学童クラブ運営事業者による子ども向けプログラムや保護者の子育て支援プログラムなど、独自の取組が展開されたことや、給食運営では子ども園の利用者満足度が高いことなどが挙げられます。

P F I 事業は設計から建築、維持管理、運営までの一括契約ですが、S P C を中心として各事業者がそれぞれ主体的に携わることで対応の迅速さやサービス向上への効果が発揮されたものと認識しております。

次に、リスク分担についてですが、公募時点におけるリスク分担は、想定される種類、内容は必要なものが挙げられ、負担者区分も特に問題はないとの結果でございます。また、事業期間中において、リスクや役割分担についての疑義は特に生じておりません。

次に、管理者セルフチェックについてですが、セルフチェック表のようなものでチェックは行っておりませんが、今回の検証の過程で明らかとなった課題及び実務の中で、これまでに蓄積され引継ぎが行われてきた事項などを整理し、今後の運営に生かしていきたいと考えております。

最後に、P F I 終了後の次期管理手法についてですが、直営をはじめ、現在導入の可能性を調査している包括的管理委託や、指定管理、業務委託、またはそれらの組合せなど、幾つかのパターンを検討しており、今回の評価で示された課題も踏まえ、単にコストや効率性だけではなく、現在の富士見みらい館に最適な方法について検討を進めてまいります。

次に、不登校対策等についてのご質問にお答えいたします。まず、不登校児童・生徒の状況ですが、おおむね100名から130名程度で推移しており、その対応が喫緊の課題と認識しております。原因については、毎月各校から提出される出欠状況資料を基に把握しております。また、具体的な不登校の原因として、文部科学省の調査では、無気力、不安が一番多い結果となっておりますが、実際はより複雑かつ複合的で多岐にわたるものと認識しております。不登校傾向等の児童・生徒への対応については、スクールカウンセラーや養護教諭を含めた全教職員が組織的に対応できるように相談体制を整えております。また、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、児童・家庭支援センターなどの関係諸機関と連携した対応を図るとともに、様々な事情から学校に行きづらい児童・生徒のために、大学生が登校を支援するサポート事業なども行っております。

次に、白鳥教室の状況についてですが、通室生は年々増加傾向にあり、令和4年度は年度末段階で30名を超える児童・生徒が登録し、多い日では15名程度が通室しております。課題としては、不登校児童・生徒を確実に白鳥教室につなげること。多くの通室生を受け入れられるキャパシティの確保や、充実した学びを保障するための指導員の確保などがあり、解決に向けて現在取組を進めております。

次に、不登校特例校や新たな居場所づくりについてですが、本区ではこれまでICTの活用や適応指導教室などの学習支援の場を設けるなど、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指すための支援に取り組んでおります。ご指摘の不登校特例校については、不登校児童一人一人に配慮した特別な教育課程を設けて学びを確保するものですが、白鳥教室においても同様の効果が得られるよう、校外学習や体験学習を充実させているところであり、今後、必要に応じた様々な取組を進める中

での1つの課題と捉えています。また、新たな居場所づくりについては、国や都の動向を見極め、先行実施しているほかの自治体の状況も注視しつつ、民間との連携などの必要な対応を検討してまいります。検討の際には、評価や出席についても適切に反映されるよう、民間施設、保護者、学校と連携した体制の構築について学校に周知してまいります。

最後に、教室に入ることができない児童・生徒の把握と対策についてでございますが、令和4年度末に不登校調査とともに各学校への調査により教育委員会としても把握しております。具体の対策としては、そうした児童・生徒が落ち着いた空間で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を用意するなどの寄り添った支援を一部の学校で取り組んでいますが、今後、落ち着いて学べるそのような環境を整えるための人的、空間的な確保についても検討を進めてまいります。

○19番（小林たかや議員） 自席から再質問いたします。

富士見のPFIですけれども、今年度3月に報告書が委託機関から出ております。それもホームページで示すとのことですが、区が何を、その報告書を見て課題と思ったか、区として次の手法を選ぶためには何が問題だったのかも本来示さなくちゃいけないんですけど、それについてどうするのか、次の手法を、先ほど考えられることを何個か挙げていただきましたけれども、その報告書を顧みて本来決めていくのも大切だと、必要な過程だと思いますけど、その点についてどうなんでしょうか、お答えください。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

まず課題についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、備品を含めた維持管理のデータ整理が課題であったというふうに思っております。そのほかにも、担当者の引継ぎ、担当者が替わったときの引継ぎの仕方、こういったところにも課題があったというふうに認識しております。

次に、次期の手法についてでございますが、この調査の中で様々な手法を検討しておりますので、そういったものを、その中の直営であったり総合管理であったり包括管理であったり、そういったものを総合的に踏まえて、富士見のみらい館に対しての最適な手法を今後検討していきたいと思っております。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党の牛尾こうじろうです。一般質問を行います。

初めに、マイナンバー保険証についてです。

6月2日参議院本会議で、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一体化を進めるマイ

ナンバー法等改定法案を自民、公明、維新、国民の各政党によって可決、成立したことに対し不安や怒りの声が広がっています。なぜでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

1つに、マイナンバーカードを巡る事故が全国で多発しているからです。個人情報の漏えいをはじめ、他人の情報がひもづけされるという事故が多発しています。マイナ保険証では、他人の医療情報のひもづけが7,000件を超えています。マイナ保険証に他人の医療情報が入力されるなど、命や健康にも関わる重大な問題です。こうした事故の背景に政府がマイナポイント付与などで、マイナンバーカードの全国民への普及を急ぐあまり、職員の手作業で行われているカードへの個人情報の入力にミスが相次いでいることが指摘されています。新聞各紙は、保険証の廃止ありきではなく、一旦立ち止まり、国民の不安を払拭することを求めています。（スクリーン表示を元に戻す）

まず、区長の認識をお聞きしますが、度重なる事故が区民のマイナンバーカードへの不安を広げていることと思いますが、区長はどのように感じていますか、ご答弁ください。

二つ目に、高齢者や障害者、小規模医療機関など、立場の弱い方を切り捨てることにつながりかねないからです。国会での参考人質疑で、マイナ保険証カードリーダー機器設置の義務づけが負担となり、小規模医療機関が廃業していること。健康保険証の廃止に伴い創設される資格確認証は自ら申請しなければならず、寝たきりの高齢者や障害を持つ方など、申請に行けない方など、多数の無保険者を生みかねないこと。マイナンバーカードとの一体化により、高齢者施設、障害者施設等で保険証を預かることができなくなるなど、多くの弊害が指摘をされました。

区長は、保険証が廃止されることによって、高齢者や障害を持つ方など、立場の弱い方々が大きな影響を受けかねないことをどのように思いますか、お答えください。（スクリーンを資料画面に切替え）

そもそもマイナンバーカードを取得するかどうかは任意というのが大原則です。デジタル庁のホームページでは、カードの取得は義務ではないと明確に示しております。しかし、保険証を廃止してマイナンバーカードに置き換えるのは事実上マイナンバーカードの国民への強制となります。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで確認しますが、マイナンバーカードの取得は任意である。区長もそのような立場でしょうか、お答えください。また、保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化することは、マイナンバーカードの強制になると思いますが、区長のお考えをお聞かせください。

一連の不祥事で、マイナンバー保険証への信頼は崩れています。各社の世論調査でも、現在使われている健康保険証を来年秋に原則廃止しマイナンバーカードに一体化することに反対という声が多数を占めております。このような状況のまま健康保険証を廃止しマイナ保険証への移行に突き進むならば混乱を招くのは明らかだと思います。マイナンバー保険証を強制しないこと、現行の保険証を廃止しないことを国に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、**子育て、教育への支援**についてお伺いします。（スクリーンを資料画面に切替え）

まずは、学校給食の無償化についてです。地図をご覧ください。区議選後、さらに23区で学校給食の無償化が進んでいます。第2子から無償化する区を加えれば、何らかの学校給食の無償

化施策を実施している自治体は23区中18区にまでなりました。これに千代田区は加わるので大変うれしい話ではありますが、まず、区長、この地図を見てどのように感じていますか、広がる学校給食無償化をどのように思っているのか、お答えいただきたいと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

区議選前の第1回定例区議会で、区は給食無償化について、国も一定の割合を負担するなど、全国規模で実施するものと答弁されました。議会も国に対し給食無償化を実施することを求める意見書を提出しております。国として給食無償化を行うことは義務教育は無償とする憲法の実践で当然のことです。しかし、国の動向をいつまでも待つのではなく、住民や子育て世帯の要望に答えていく、これこそが自治体の役割ではないでしょうか。そして、実施する自治体を増やすことが国として実施を早めることにつながるのではないのでしょうか。

物価高騰はまだまだ続き、7月からは電気代の値上げが襲いかかります。シングルマザーなど、所得が低い子育て世代の支援の拡充が必要です。区は低所得の世帯には就学援助があるといえます。しかし、就学援助での支援には課題もあります。跡見学園女子大学の鳳咲子准教授は「給食費無償化を考えるーコロナ禍の就学援助と学校給食の役割」という自身の論文で、就学援助のように対象者を選別する支援は支援を受ける人に恥ずかしい気持ちを抱かせるスティグマの問題がある。周囲の目が気になるというスティグマの存在は就学援助制度が申請による給付であるという制度の限界と述べ、学校給食の無償化は、選別主義による就学援助による支援を普遍的な現物給付に転換する効果があるとしています。

区長、千代田区での学校給食無償化をいち早く行っていただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

続いて、**子どもの遊び場拡充**について質問します。

スポーツ基本法では、スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利としています。その上で、全ての国民が安全かつ公正な環境の下で、日常的にスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画する機会が確保されなければならないとされております。日本で人気のスポーツは野球やサッカーです。しかし、本格的に行うとなると広いスペースが必要で気軽にはいきません。

その一方で、まちなかでも気軽にできるスポーツとして、東京オリンピック以降、3×3、バスケットボールですが、またはスケートボードなどのいわゆる都市型スポーツに注目が集まっています。そのうちの1つ、スケートボードですが、現在、国内の競技人口は20代以下を中心におよそ3,000人とされていますが、推定で約40万人の愛好者がいると言われております。千代田区の道などでもスケボーをやっている若者をよく見ます。道路や公園でのスケボーは禁止であります。先日、区役所近くでスケボーをしていた子どもたちに話を聞くことができました。ここでやってはいけないことは分かっているが、場所がない。狭くてもいいのでスケボーができる場所を造ってほしいと言っておりました。日本スケートパーク協会の河崎代表理事は、迷惑行為があるとスケートボード禁止と締め出しをしてしまうことがほとんど。しかし、排除は反発しか生まない。小さな場所でもいい、地域住民の理解を得ながら、公園の一角などにスケートボードが

利用できる場所を整備することが望まれる。公道よりもスケートボードを楽しめる場所が増えていけば迷惑行為は減らせるはずだと述べています。

そこでお伺いしますが、スケボーやバスケなどのボール遊びができる場所を整備することが様々な問題の解決につながると思いますが、区の見解をお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

写真は墨田区のスケートボードパークです。墨田区でもスケボーの迷惑行為が問題となっておりました。一方、子どもたちからはスケボーができる場所を造ってほしいという要望が区に届き、区は住民とも話し合っ、交通公園の一部を時間を区切ってスケートボードパークとして開放しております。下の写真は港区ですけれども、港区でも利用者が少なかった区の公園をスケボーができる広場に整備しております。写真の港区の広場の広さは錦華公園の半分程度です。利用している方に話を聞きましたけれども、これぐらいの広さがあれば十分とっておりました。

スケボーやバスケなどは音も出ます。住宅の近くでは騒音の問題が出てきます。しかし、知恵や工夫を出せば千代田区でも整備が可能ではないでしょうか。そこで千代田区でも、例えば日本橋川沿いの一部を活用したり、スポーツセンターの建て替え時に一部を活用することなどでスケートボードやバスケットができる場所を整備、拡充できないでしょうか、ご答弁をお願いします。

続いて、遊び場を増やすことについて質問いたします。（スクリーンの資料画面を切替え）

今年の4月から、いずみこどもプラザ、富士見わんぱくひろばの日曜開放が始まりました。児童館の日曜開放は雨の日や炎天下などで外遊びが難しい日曜日に子育て世代の親子や子どもの居場所を提供するもので、その拡大は大いに歓迎するものであります。一方で、児童館の日曜開放は土曜日とは違い小学生のみでは利用できません。その理由は、主に子どもを見守る職員の配置が少ないからです。日曜日は家族全員で過ごすという家庭も多いとは思いますが、サービス業で働くご家庭は日曜が出勤という日もあるでしょう。また、独り親世帯ではたまの日曜日に自分の時間が欲しいというときもあるでしょう。その際に、児童館の日曜開放を土曜日と同じように、小学生は保護者同伴でなくても利用できるようになれば、子どもにとっても保護者にとってもよいのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、日曜開放を小学生だけの利用も可能にできないでしょうか。また、人員配置が必要ならば、それに見合う職員の増員、民間の児童館へはそれに見合う支援策も検討していただきたいですが、いかがでしょうか、お答えください。

さて、区は、今年度予算で遊び場の確保を1か所以上行うとしています。現時点で遊び場を増やす見込みがあるのかどうか、お答えください。

この問題の最後に、子どもたちが区政に意見や要望を気軽に言うことができる仕組みをつくることを求めます。国や自治体が子どもに関する政策を決める場合に当事者の意見を聞くことは重要なことです。錦華公園の整備で、区はお茶の水小学校・幼稚園の子どもたち全員にアンケートを行ったことは大いに評価をしております。一方で、子どもたちが行政に対して意見や要望を気軽に届けられるようにすることも大事なことでないでしょうか。子どもの権利条約12条では、子どもの意見表明権が明記されています。子どもの意見表明権を保障する仕組みも重要ではない

でしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

川崎市では、市のホームページで「子ども・若者の“声”募集箱～君のつぶやきをきかせて～」というコーナーを設け、川崎市に住んでいる、または市内の学校に通っている子どもたちなどから、川崎市のまちに対する思いや、まちをよくするためのアイデアを募集しています。千代田区でも、子どもたちが気軽に意見や要望を区に届けることができるよう、ホームページの改善などを求めますが、いかがでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

最後に、千代田区特別区税条例の改正案のうち、森林環境税について質問いたします。

森林環境税は2019年に法制化され、2024年から国税として徴収されます。税収は2019年度から先行的に各自治体に配分されています。森林環境税の目的は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源とされております。

まず、これまでに区に配分された森林環境譲与税が幾らで、森林の整備やその促進のために何に使われたのかお答えください。森林環境税の徴収は、個人住民税均等割に1,000円を上乗せし、東日本大震災などに充てる復興特別住民税が今年度末に期限切れ廃止になるのに合わせ、これに置き換わる形で徴収されます。森林環境の保全や温暖化対策の財源として税を活用することはあり得ることです。しかし、今回の森林環境税は、温室効果ガスを大量に排出する企業など、法人への負担はありません。一方で、一律に個人住民税の均等割に1,000円を課すのは、住民税均等割のみ世帯など、低所得者ほど重い負担になるのではないのでしょうか。今回、区民全体で森林環境税の負担は幾らになりますか。また、森林環境税に低所得者への減免はあるのでしょうか、お答えください。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 牛尾議員の子どもの遊び場に関するご質問にお答えいたします。

まず、スケートボードやバスケなどのボール遊びができる場所の整備についてですが、バスケットボールにつきましては、子どもの遊び場事業の中で一部の広場において時間帯を限定し実施しております。バスケットボールやスケートボードなどのニーズへの対応につきましては、限られた場所と利用できる時間帯において、あらゆるスポーツのメニューを実施可能とすることができず、また他の利用者への安全確保の観点から現時点においては困難な状況にあります。こうした課題に対応していくため、場所の確保に努めるとともに、限られた場所において、狭いながらも実施できるスポーツや、公園、児童遊園、広場に関するアンケートの結果を踏まえ、遊び場事業の拡充に努めてまいります。

次に、日本橋川沿いやスポーツセンター建て替え時の一部活用などによる整備拡充についてですが、遊び場として適地であれば、一部であろうと暫定利用であろうと積極的に活用を図っていくことが基本的な姿勢です。議員ご提案の場所につきましては関係所管との調整が必要となるため、全庁的な検討を行ってまいります。

次に、遊び場を増やす見込みについてですが、今年度、新たに子どもの遊び場を確保するための予算を計上しており、現在、遊び場として活用できる候補地を探しているところです。

次に、児童館の日曜開放の拡充についてですが、平成23年度から開始いたしました児童館の日曜開放につきましては、これまで拡充を図り、現在、区立と民間が運営する区内の児童館においてそれぞれ毎月1回実施しております。日曜日に関しましては、限られた職員体制の中で安全を確保する観点から親子での利用をお願いしております。議員ご指摘のとおり、日曜日に小学生のみで利用を可能とした場合、安全の確保の観点から現在よりも手厚く職員を配置する必要があります。今後、児童館の日曜開放時の利用状況や、開放日数のさらなる増を求める等のニーズの把握に努め、必要に応じて関係所管と協力し、職員の確保や支援策を講じていく必要があると考えております。

次に、子どもたちの声を聞くことについてですが、本年4月1日に施行した「こども基本法」では、子どもたちが区政等に参画する機会の確保や意見を聞くために必要な措置を講じることについて規定されており、今年度、子どもたちに分かりやすい区政情報の提供方法や意見を表明しやすい仕組みづくりに向けた調査・検討を行っております。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 牛尾議員の給食無償化の質問にお答えいたします。

先ほどの地図にあったように、現状、特別区の多くの区が無償化を実施または検討中ではありますが、学校給食の無償化については、本来、地域格差が生じることのないよう全国一律の制度設計をするべきであります。しかしながら、実施には時間を要することが想定されます。物価高騰対策としての給食の無償化についても、総合的な子ども・子育て支援策の一環として開始時期や手法を含めた具体案を早急にお示しできるよう検討を進めてまいります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 牛尾議員のマイナ保険証に関するご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードをめぐることは、議員ご指摘のとおり、健康保険証などへのマイナンバーのひもづけに誤りのある事案など、様々な報道がなされております。それを受けて国は、省庁横断のマイナンバー情報総点検本部をデジタル庁に設置し、マイナポータルで閲覧可能な情報について総点検を行うとともに、再発防止のための仕組みを構築するとしています。区といたしましては、区民のマイナンバーカードに対する不安を解消することが肝要であると認識しております。高齢者や障害を持つ方々の、いわゆるデジタル弱者への対応についても、当事者の不安を払拭することがマイナ保険証移行に向けての前提であると認識しています。

次に、マイナンバーカードの取得についてですが、本人の申請により区市町村長が交付するものであり、カードの取得が任意であることはご案内のとおりでございます。区といたしましては、引き続き国の動向を注視するとともに、区民の不安解消に努めてまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 牛尾議員の森林環境税及び森林環境譲与税についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまで配分された森林環境譲与税についてのご質問でございます。これは令和元年度から施行され、区に交付された金額は令和元年度が691万8,000円、令和2年度は1,47

0万円、令和3年度は1,505万3,000円となっており、姉妹都市でございます五城目町や森林協定を締結しております岐阜県高山市における森林整備、普及啓発等の目的のために活用してございます。

次に、区民全体での森林環境税の負担についてのご質問でございますが、令和4年度におきます納税義務者数4万2,128人で計算をいたしますと4,200万円余と推計されます。

次に、森林環境税の減免措置についてのご質問でございますが、個人住民税の免除措置と同様に、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方などにつきましては、申請により免除となる可能性がございます。

**○7番（牛尾こうじろう議員）** 7番牛尾こうじろう、自席より再質問をいたします。

遊び場の件について、質問をいたします。遊び場については予算を組んでいると。現在、候補地を探しているとおっしゃいましたけれども、具体的にどんな体制で探しているのか、子ども部だけなのか、それともちゃんとほかの部署とチームを組んで探しているのか。なかなかまちづくりの部門と子ども部、なかなか意識が一緒にならないという感じがするんですけれども。しっかり、（ベルの音あり）担当部署とも協力をしながら探していかないとなかなか見つからないんじゃないかと思えますけれど、いま一度お答えください。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

**○子ども部長（亀割岳彦君）** 牛尾議員の再質問にお答えいたします。

現在探しているといった、その探し方の詳細なんですけども、基本的には子ども部のほうで探しているのはもちろんなんですけども、財産担当部署ですとか庁内においても、低未利用地の活用も含め、また再開発の情報も得ながら、多角的に全庁的に情報を収集しまして探しているといった体制でございます。

**○議長（秋谷こうき議員）** 次に、18番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

**○18番（岩田かずひと議員）** 2023年第2回定例会、一般質問をさせていただきます。

まず、**二番町の再開発**について質問いたします。

今年3月30日の都市計画審議会において、日本テレビの敷地の再開発における区の説明や手続の進め方について、多くの委員から批判を受け、反対意見も多く出ました。さらに、都市計画審議会の審議案件であった東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更について、まだ採決すべきではない。つまりもっと審議するべきとの結論も出ました。この批判について、区は何をどう反省し、いまだ足りない区民の皆さんに対する本計画の説明、広報も含め、今後この計画をどのように進めていくのかをお聞かせください。

当該開発には多くの疑問点が残る中、いまだこの開発計画について知らない区民の皆さんが多いことを肌感覚で実感しています。ましてや、この件は長い年月をかけて話し合ってきたというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますが、日本テレビが建設しようとしている超高層ビルの高さが90メートルであるという実際の数字が表に出てきたのは今年の7月のことであります。それまでは150メートルのものが建つのではないかと、いや、高さはまだ決まっていません

というそんな話がずっと続いてきたわけです。そういった情報すらなかなか表面に出てこなかったこともあって、区民の皆さん、とりわけ多くの地元の方々には本計画を不安視されております。その点、広報の仕方も問題ではありますが、直接事業者と区民の皆さんとの話し合いが必要であると考えております。それは委員の中からも同様の意見が出ておりますが、日本テレビも地元区民の皆さんも、お互いに話し合いを求めているのではないのでしょうか。

そこで質問します。日本テレビと区民の皆さんが話し合いの場を設けるために、区が両者の仲を取り持つことはできないか、お答えください。

また、合意形成の仕方について、現在、区の持ち得る手法に加え、LINEなどのSNSを用いた方法を使い、例えば、区から地区計画の変更や再開発の計画があることをお知らせした上で、区民の皆さんの意見を幅広く取り入れるということとはできないのか、お答えください。

というのも、以前違う場面の委員会で、大事なことは全戸配布してでも周知すべきとの自分の発言に対し、経費もかかるし、何でもかんでも全戸配布するわけにはいかないという趣旨の答弁を頂いたことがありました。しかし、区民の皆さんの意見を聞くということは大事なことなので、一度は全戸配布を実施し、その際にメールアドレスなりLINE・IDを入力できるようにして、少しでも多くの区民の皆さんに情報を発信し、区民の皆さんから意見聴取ができれば、今後、幅広く区民の皆さんの意見を聞きながら経費も抑えられるのではないかという考えからであります。ゆえにLINEにこだわるわけではなく、ツイッターやメッセージなど、活用できるものは何でも活用すべきであると考えております。区の考えをお聞かせください。

次に、**外神田一丁目南部地区の再開発**について質問いたします。

都市計画の手続について、自分の記憶が確かならば、都市計画法第17条の手続に入るための5つの条件というものが存在し、環境・まちづくり特別委員会において全員一致で集約したはずであります。その5つの条件の中の4番目に、権利者の大方の同意がなければ法17条の手続には進まないことという事項が織り込まれていました。これまでも大方の同意というのは具体的に数字で示すと幾つなのかという点が度々問題になりましたが、区は、大方の同意ということに關しましては区のほうで判断するという事は考えていない。委員会で集約されたことなので、それが大方の数字なのかどうか委員会で判断されたときに、それが大方の数字になっているということであれば、区としては法17条を進めるという趣旨の発言をしていました。ということは、委員会内で大方の同意が得られたと判断されなければ法第17条には進まないということになります。しかし、いつの間にか同法第17条の手続に入ってしまう、当該委員会の意見は全く無視された形になりました。なぜどのような理由で委員会の判断もないまま、同法第17条の手続に入ったのかお答えください。当該委員会に本計画で大方の同意が取れたと判断した報告も説明もないまま、同法第17条の手続に入ったのは議会軽視と取られても仕方ないと思われませんが、誰がどのように判断したのかお答えください。

さらに都市計画法運用指針に基づき、同法第16条第1項の公聴会を行った結果、本計画に対する区民の関心の高さが明らかになったことから、公聴会で公述した内容を都市計画案に反映させることと委員会集約も行いましたが、それも全く反映されませんでした。この点、区はどのよ

うに考えているのかお答えください。そもそも同法第17条の生かし方について「秋葉原らしさ」を区はどのように考えているのか、お答えください。

人それぞれ考え方が違うとはいうものの、区がどのように考え、それによってどのようにまちづくりをしようと思っているのかを聞くのは非常に大事なことであると思っています。それについて区民の皆さんと区に大きな考えの乖離が見られるのではないのでしょうか。そこでアキバのよかったことなどの調査を行い、区民との「秋葉原らしさ」の共有をすべきであると考えておりますが、区はその点どのように考えているか、お答えください。

以上、前向きな答弁を期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩田議員のご質問にお答えします。

二番町地区の地区計画の見直しについては、さきに開催した都市計画審議会で、検討課題に対して、学識経験者の委員による専門的な見地からの検討が求められました。現在、専門家会議によって検討を行っており、その検討結果を都市計画審議会において示していただけるものと考えております。その示された考え方を踏まえ、事業者が計画検討を行うこととなりますが、検討段階において、議員ご指摘の機会があれば対応をしてみたいと思います。

また、今後の計画については、日本テレビ通り沿道まちづくり協議会を開催し意見交換することを考えております。そのような機会に合わせ、議員ご提案のSNSの活用も検討してみたいと考えております。

次に、外神田一丁目南部地区についてです。

特別委員会集約のご質問ですが、さきの環境まちづくり委員会でもご説明したように、委員会集約で指摘された都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得るために、庁内の適正な手続を経て17条の手続を進めたところでございます。公聴会の意見反映についても、さきの委員会でお示した資料で、既に反映しているもの、都市計画ではない項目なので反映できないもの、都市計画として反映しないものの3項目に分類し、ご説明をさせていただきました。

最後に、「秋葉原らしさ」についてですが、都市計画図書の中では、地区計画の目標の中に記載しておりますが、具体的な取組についてのご指摘かと思えます。今回の都市計画決定は、建物詳細のハード面やソフト面の全てが決まるものではなく、決定後においても議論をしながら検討をする必要があると考えております。議員ご指摘のアキバのよかったことなどの調査実施の検討もしてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、3番のざわ哲夫議員。

〔のざわ哲夫議員登壇〕

○3番（のざわ哲夫議員） 令和5年第2回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

皆様こんにちは。このたび初当選をさせていただきました、日本維新の会、のざわ哲夫です。本日、議場にお越しの皆様、そして放送をご覧の皆様、ありがとうございます。まずはこの議場に集う皆様方と共に、千代田区のさらなる発展のため、この場で働くことができますことを、私

としても大変光栄で、身の引き締まる思いです。

先般行われました統一地方選挙におきまして、日本全国の皆様から多大なるご支援を頂戴し、東京都内におきましても、70名の日本維新の会の候補者に対し、67名が当選することとなりました。しっかりと近隣自治体の議員とも連携して、都内各地においても改革を前に進めてまいります。

日本維新の会は、まさに地方自治体における取組を最重視している政党です。代表質問で春山あすか幹事長がお話ししましたが、私ども日本維新の会会派2人とも、既に給与の一部を自主的にカットして、被災地などの支援に充てさせていただきます。改革を主導する政治家が、まず自らの身を切って模範を示して職員の方々の納得を得る。そして、意識改革に目覚めた職員が政治家と共に一丸となって、行政改革を進める。意識改革に目覚めた職員が政治家と共に一丸となって行政改革を進める。この一連の流れで大阪を中心に日本維新の会は地方で行財政改革の実績を残してまいりました。千代田区でも、千代田区モデルとして、この行財政改革を完成、推進させていただき、東京都の、日本の隅々に、この千代田区モデルの行財政改革を広めさせてください。日本維新の会の議員団は、以下3つの政策を、寝ても覚めても常に意識して、活動してまいります。

1、千代田区議会の定数を25議席から23議席に定数を削減し、効率的な議会運営を図るため議員条例を提出する。

2、行政改革を徹底し、透明性の高い千代田区政を目指す。具体的には既存の体制や制度を見直し、政策決定過程の透明化で区民要望に応える改革を行う。

3、透明性や公平性を重視し、区民の意見を反映する開かれた議会づくりに努力する。

改めまして、日本維新の会は地方分権を掲げ、自立する個人、自立する地域、自立する国家を理念に、政治家自ら身を切る改革を実行し、様々な外郭団体や規制にまみれた既得権益の打破を行い、そして未来ある若い力の活用を全国各地で実践していきます。この若い力の活用を行うためにも、こうした様々な改革によって財源を生み出し、ここ千代田区でも、まさに文教地区らしく、全ての教育無償化を目指し、また、教育のみならず、あらゆる機会の平等、フェアな政治、行政の促進を図ってまいります。しかしながら、近年こうした行政サービスの拡充に関しては、国民、住民の皆様にご負担をお願いする、例えば増税に次ぐ増税を行うことで賄ってきた、または賄おうとしているようにも感じています。私たち日本維新の会は、国民、住民の皆様にご負担をお願いするのではなく、まずは政治家自らが身を切る覚悟を持って、自らの報酬や定数を削減し、行財政改革へとつなげてまいりました。国民、住民の皆様にご負担をお願いするのであれば、（発言する者あり）まずは負担をお願いする……

○議長（秋谷こうき議員） のぞわ議員、質問に入っただけですかね。ちょっと発言内容が少し質問事項とずれているような気がしますので、よろしく願いいたします。

○3番（のぞわ哲夫議員） これ、しゃべると駄目なんですか。質問に行かないと駄目なんですか。（発言する者あり）

○議長（秋谷こうき議員） 通告の内容に適した……

○3番（のざわ哲夫議員）　そうですか。分かりました。じゃあ、以上の理念、じゃあ割愛させていただきます。一応これ、事務局のほうには出させていただきます、いいのかなと思ったんですが、どうもすみませんでした。

では、以上の方針に基づいて、千代田区での議会活動を行っていきますことを千代田区民の皆様にお誓い申し上げ、質問に移ります。

まず、**首都直下型地震に備えた防災対策**の質問を4問させていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

首都直下型地震によるエレベーター閉じ込め救出問題解決に、有識者を入れた検討委員会を大至急立ち上げてはいかがという質問です。

東京都が令和4年5月に発表した首都直下地震の被害想定では、エレベーター被害について、強い揺れや停電等に伴い、最大2万2,000台のエレベーターが非常停止し数多くの閉じ込めが発生すると書かれています。エレベーターの多くは初期振動であるP波を感知すると近くの階に移動して止まることになっておりますが、首都直下地震の場合、P波と本震のS波の間隔が短いため、最寄りの階に移動する前に本震が来てしまい、エレベーターが緊急停止してしまう可能性が高いという話もあります。東京には約16万5,000台のエレベーターがありますから、運悪く震災時にエレベーターに乗っていたら、8台に1台は閉じ込められてしまう可能性があります。

こちらのスクリーンにあります、千代田区内の建築棟数につきましては、令和2年1月1日現在として、木造が1,529棟、非木造が9,793棟の記載があります。区有施設の旧耐震、新耐震及びエレベーターの台数につきましては、旧耐震が19施設、エレベーター台数25台、新耐震46施設、エレベーター台数85台です。この数はエレベーター会社の対応能力をはるかに超えています。エレベーター会社は救出まで半日以上かかることもあると言っていますが、数日かかる可能性も大いにあると思います。

そこで、国はエレベーターの中に携帯トイレやビスケットやペットボトルの水が入ったコーナーボックスの設置を推奨してきました。真っ暗闇のエレベーターの中に一人ではなく数人が数日閉じ込められたらどうなるでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）水、食料の奪い合い、携帯トイレでは用は足りず、想像したくない世界も予想されます。皆様耐えられますか。私は耐えられません。それでは誰が助けてくれるのか。エレベーターの扉を開ける作業は危険で、機種ごとの専門知識が必要だからエレベーターの管理会社だけが作業を行えるというのが常識でした。でも、そうではなく、エレベーターは鍵さえあれば外から簡単に誰でも開けることができます。それではなぜ管理人や住民が救出作業をできないのか、その理由は事故が発生したときの責任問題となるからです。誰も責任を負いたくないから救出は専門家に任せるということになっている。

港区では、日本維新の会榎本茂区議が、扉を開けるとエレベーターシャフトの中へ落下する危険があるからという理屈なら、扉は10センチしか開けないというルールを新たに設け、住民が手動で開ける訓練をすることはできないだろうか。真っ暗闇の密室に何日も閉じ込められる恐怖も、10センチだけ扉を開き大丈夫ですかと声かけができれば、その恐怖は大幅に軽減できると

僕は議会で訴えました。その結果、令和5年3月11日、日本初となる行政が主催する住民エレベーター閉じ込め対応訓練が僕の住むマンションで実施され、NHKで報道されましたとのこと。

千代田区は多数のビルがあり、そこにエレベーターがあります。しかし、今現在、千代田区の全ての建築物、区営施設に関して、エレベーターで閉じ込められた際の対応に関する条例、規則、要綱、要領等はありません。大至急エレベーター閉じ込め者への救出対応ルールをつくらないといけません。この想定される首都直下地震によるエレベーター閉じ込め救出問題解決の研究会を大至急立ち上げてはいかがでしょうか。

2、1週間非常用発電機を動かせる都市防災体制の確立をすべきだと思いますが、いかが。

3、透析、出産など、命に関わる医療機関への整備をすべきだと思いますが、いかが。

4、千代田区全世帯へのポータブル電源の拡充をすべきだと思いますが、いかが。

(スクリーン表示を元に戻す)

次に、**教育の無償化**の質問を4問させていただきます。

1、区立学校の給食の無償化をすべきだと思うが、いかが。

2、不登校特例校の新設と多様な学びの場の創出をすべきだと思うが、いかが。

3、保育所等入所申請のデジタル化をすべきと思うが、いかが。

児童相談所、一時保護所を新設、虐待児童への支援体制を再構築すべきだと思うが、いかが。

区立学校の制服の無償化をすべきだと思うが、いかが。

次に、**ペットと共生できるまちづくり**についての質問を4問させていただきます。

1、動物殺処分ゼロ対策を強化するべきだと思いますが、いかが。

2、ペット専用の水洗トイレの設置をすべきだと思うが、いかが。

3、震災時の同伴可能な避難対策をすべきと思うが、いかが。

動物愛護の管理担当職員の設置をすべきだと思うが、いかが。

次に、**4、投資と起業で経済活性化の街づくり**の質問を2問させていただきます。

1、スタートアップ投資や産業創造拠点の整備等を行い、産業創造、大企業誘致、地域経済活性化をすべきだと思うが、いかが。

2、行政と民間の緊密な関係を構築し、相互参加的な形や協働で行うイベントを企画・開催、地域のにぎわいを活性化するべきだと思うが、いかが。

最後に**5、マイナンバー制度を巡るトラブル対策**の質問を1問させていただきます。

マイナンバー制度を巡るトラブルが続いている。一連の問題を受け、千代田区でも問題はないのか、関係各部でつくる本部を立ち上げ調査報告すべき。データ点検やシステム改修をはじめとした問題が起きない対策に力を入れるべきだと思うが、いかが。

マイナンバー制度を巡るトラブルが続いています。マイナンバー制度を巡るトラブルでは以下6点挙げます。

1、マイナンバーカードを使った証明書等のコンビニ交付サービスで、別人の証明書などが発行されてしまった問題。

2、マイナンバーカードに保険証を一体化させたマイナ保険証のみを持参した患者で資格確認

ができないトラブルで、窓口で患者に医療費を全額請求した問題。

3、国や自治体から給付金の振込先となる公金受取口座として、本来認められない家族名義の口座で登録したと見られるケース。

4、マイナポイントについて、申請者の本人のマイナンバーカードに別人の決済サービスがひもづき、本人が受け取るべきポイントが別人に付与されてしまうという問題。

5、自治体の障害者手帳の情報を誤って別人のマイナンバーにひもづけるケース。

6、マイナンバーの本人確認のプロセスに瑕疵があることも指摘されているが、これを解決しないと、全数点検しても、今後もトラブルが発生し続ける問題などもあります。

一連の問題を受け、千代田区でも問題はないのか。千代田区は関係各部でつくる本部を立ち上げ、有識者を入れて専門家の知見を反映して対応を協議すべき。データ点検やシステム改修をはじめとした対策に力を入れるべきだと思うが、いかが。

質問は以上であります。区長並びに関係理事者の前向きな答弁をご期待申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） のぞわ議員のご質問にお答えいたします。

千代田区では、昨年度から保育所等のオンライン申請の受付を実施しており、現在、その他の申請手続についても拡充していくため、区独自ポータルサイトの運用を順次開始するところです。

次に、児童相談所や一時保護所の新設、虐待児童への支援体制への再構築についてですが、本区では、児童・家庭支援センターにおいて児童虐待を含む様々な相談に対応しており、今後は、改正児童福祉法に規定された「こども家庭センター」の設置に向け、児童福祉と母子保健の一体的な支援等の提供体制の構築に努めてまいります。

なお、一時保護所を含め、児童相談所の設置に関しましては、人員体制や財源の問題など極めて困難な状況にあります。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） のぞわ議員の教育の無償化についてお答えします。

給食無償化については具体案を早急に示せるよう、検討してまいります。

制服無償化について、従来より経済的困窮家庭に就学援助などを実施しているため、現時点では考えておりません。

不登校特例校については、国や都、他自治体の動向も見極め、必要に応じて検討してまいります。

学びの場については、ICT活用や適応指導教室での学習支援など、多様な学びの場を設定してきており、今後も支援方策を増やしてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） のぞわ議員の首都直下地震とペットと共生できるまちづくりに関するご質問にお答えいたします。

まず、透析、出産など、災害時の医療機関の整備についてですが、都内では主要透析医療機関、

周産期医療機関による災害時の医療連携ネットワークが整備されております。

次に、動物殺処分ゼロ対策の強化についてですが、本区では、平成23年度から猫の殺処分ゼロを実現、継続しております。

次に、ペット専用の水洗トイレの設置についてですが、飼い主には配慮を求めており、区で設置することは考えておりません。

最後に、動物愛護管理担当職員の設置についてですが、本区では、従前より動物愛護担当の職員を配置し、人と動物の共生社会の実現に向け、その取組を推進しております。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○**地域振興部長（清水 章君）** のぞわ議員の地域経済活性化に関するご質問にお答えいたします。

まず、スタートアップ投資や産業創造拠点の整備等についてでございます。本区内には、既に多くのスタートアップ事業者が立地しているため、拠点整備や誘致ではなく、顔の見える関係構築の準備を進めております。

次に、行政と民間の密接な関係構築についてのご質問でございます。区内中小企業及び商店街等の活性化のための支援に際し、本年度は商工関係団体と区内学校の連携を生かした地域経済活性化の取組を検討してまいります。

〔デジタル戦略担当部長村木久人君登壇〕

○**デジタル戦略担当部長（村木久人君）** のぞわ議員のマイナンバー制度に係るご質問にお答えします。

ご指摘いただきました様々な事例につきましては、コンビニ交付など区が行っているもの、公金受取口座の登録や障害者手帳とのひもづけなど国または東京都が行っているもの等ありますが、いずれも本区では個人情報の漏えい等につながるような問題は発生しておりません。

マイナンバー制度は、基本的には国により運営されており、そのシステムを自治体が独自に改修等を行うことはできません。区としては、国が行うマイナンバー制度に対する信頼回復に向けた取組に協力し、区民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○**行政管理担当部長（中田治子君）** のぞわ議員の首都直下地震に備えた防災対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、検討会の設置についてですが、区の上位計画である東京都地域防災計画において、都と区、日本エレベーター協会における役割分担が規定されております。区はこの計画に基づき、区有施設のエレベーター閉じ込め防止装置の設置を進めております。議員ご提案の検討会設置については、目的や内容等の確認が必要と認識しております。

次に、都市防災体制の確立についてですが、区では、庁舎や避難所等において72時間分の非常用電源の確保を目指し、様々な対策を推進しております。

次に、個人へのポータブル電源の購入費用の助成についてですが、対象範囲や費用対効果の面での課題が考えられるため、調査研究とさせていただきます。

次に、災害時のペットとの同伴避難に関するご質問についてですが、区では、同行避難を基本とし、避難所での適正飼養ルールを定めております。

○3番（のざわ哲夫議員） 3番のざわ哲夫、自席から再質問させていただきます。3つ、質問をさせていただきます。

1つは、ペットのところなんですけども、まず、今回、事務局の方、多くの課長様、部長様と、いろいろ、1つの質問を作るに当たりましてメール等やり取りさせていただきました、本当に皆さん一人一人の方は非常に優秀で、本当にいい方だなということはびっくりいたしまして、まず、本当に、税金でこれだけ勉強させていただくことに感謝と毎日思っているんですが、1つ、私、この犬猫、ワンちゃん、ネコちゃん、そして一応植物。これは日本語をしゃべれないんですけど、物ではなくて、やはり命があって生きています。そういうような優しい気持ちで区政を区役所の方々皆様にやっていただくということを改めてお願いさせていただきながら、そうすると、何でこんなことを言っているかということ、やっぱりまちを歩いていますと、何か区役所の方が私たちの声を聞いていただけないという声を物すごく多く聞きますので、優しい気持ちでそういう声なくなるところまで優しい気持ちで、私たちと一緒に、ぜひ、この区民の方々が過ごしやすい区政を実現させていただけたらということで、その、今お答えいただいた、ご回答いただいた皆様に、どのように思っていらっしゃるかをまずお答えいただけたらというのがまず第1点でございます。

2点は、私たち、教育の……

○議長（秋谷こうき議員） のざわ議員、発言要旨に従った具体的な再質問をしていただけませんか。

○3番（のざわ哲夫議員） あ。1つに関しては、何ていうんですか、まずは、今ご回答いただいた部長様方々に、やはり言葉ができない、犬、ワンちゃん、ネコちゃん、一応植物、動物にも配慮を頂けるような優しい気持ちで、区民の方にも寄り添った区政を私たちと一緒にしていただきたいというふうに思っておりますが、そのように考えていただけますでしょうかというのが第1問でございます。

で、第2問……

○議長（秋谷こうき議員） すみません。ただいまののざわ議員の、（ベルの音あり）発言内容が発言通告の範囲を超えていると認められるため、議長から注意いたします。

○3番（のざわ哲夫議員） 分かりました。では、第2問です。

○議長（秋谷こうき議員） はい。発言要旨に従った内容で再質問してください。

○3番（のざわ哲夫議員） 分かりました。

第2問でございますが、私たち日本維新の会は、教育の無償化に関しまして、教育を所得にかかわらず無償化することによって、その教育に使うお金をほかのところの消費のほうに回していただいで経済を活性化していただくというふうにも考えております。ですので、ぜひ、今お答えありましたが、これからも教育の無償化をお願いしていきますが、まずは学校給食の無償化をぜひよろしく願いいたしたいと思っておりますが、それに対してご回答をもう一度頂けたらというのが

2点目でございます。

そして3番目でございます。これは今お話がありました、私、このエレベーター問題、千代田区、昼間人口117万人、今お住まいの方が6万8,000人、その中で約117万人も含めた、1人も……（ベルの音あり）

○議長（秋谷こうき議員） のざわ沢議員、質問時間が終了しておりますので、直ちに発言をやめてください。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） のざわ議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しで恐縮ですが、給食無償化については、具体案を早急に示せるよう検討してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で一般質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後3時24分 休憩

午後3時38分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に入ります。

お諮りします。

ただいまお手元にお配りしております追加日程第1を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

追加日程第1を議題にします。



議案第36号 千代田区教育委員会委員の任命の同意について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から、提案理由の説明をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 議案第36号、千代田区教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。

本区教育委員会委員、金丸精孝氏の任期が令和5年7月1日をもって満了となります。つきましては、後任の教育委員会委員に水野珠貴氏を任命いたしたく存じます。

水野氏は、平成26年から9年以上にわたり、青少年委員として区政に多大なるご貢献を頂いております。また、青少年対策等の関係委員を務められ、子どもたちの抱える悩みや相談に応じていただいております。今後は、教育委員会委員として、区民と教育行政との橋渡し役を務めていただくとともに、千代田区の教育のさらなる発展に力を発揮していただけるものと確信しております。

同氏は人格、識見に優れており、まさに適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、教育委員会委員に任命いたしたく、区議会の同意を頂くため提案するものであります。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案第36号、千代田区教育委員会委員の任命の同意については、樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第1及び第2を一括して議題にします。

---

千代田区選挙管理委員選挙について

千代田区選挙管理委員補充員選挙について

○議長（秋谷こうき議員） これより選挙管理委員の選挙及び選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙及び選挙管理委員補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、選挙管理委員を五十音順に石井利之さん、小林泰夫さん、鈴木南津子さん、山田千洋さんの4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方々を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、選挙管理委員補充員については、補充の順に、第1順位、大串博康さん、第2順位、久米昭三郎さん、第3順位、小野律子さん、第4順位、長谷川三恵子さんの4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第3を議題にします。

---

議案第24号 千代田区特別区税条例の一部を改正する条例

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から、提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第24号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い条例を改正するものでございます。

まず、特別区民税につきまして、区民税の均等割と合わせて森林環境税を徴収するとともに、長期譲渡所得及び肉用牛の売却に係る区民税の課税の特例期間を延長するほか、給与所得者の扶養控除申告書の様式を改めるものでございます。

次に、軽自動車税につきまして、軽自動車を取得する際に課される環境性能割の税率区分を見直し、また、軽自動車の所有者に課される軽自動車の種別割について、その税率の特例措置を延長するとともに、燃費、排気ガス等のデータを偽った自動車メーカーに対する加算金の割合を引き上げるほか、電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に関する税率区分を見直すものでございます。

次に、特別区たばこ税につきまして、地方税法施行規則の改正に伴い、特別区たばこ税の申告納付の手續に関する様式を新たに定めるものでございます。

森林環境税の徴収及び燃費、排気ガス等に関する不正行為への対応につきましては令和6年1月1日から、扶養親族等申告書の規定整備につきましては令和7年1月1日から、その他の改正につきましては本年7月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） 議案第24号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 議案第24号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、個人住民税の徴収に新たに森林環境税が新設されたためです。森林環境税は2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税に替わり個人住民税均等割に1,000円を上乗せし徴収するものです。森林環境税の目的は、森林環境の保全や温暖化対策です。それについて異議はございません。しかし、森林環境税は個人住民税の均等割に一律に1,000円を課すもので、低所得者ほど負担が重い逆進性の高い税となっています。しかも、物価高が続く中、低所得者への負担を強いる一方、温室効果ガスを大量に排出する企業や法人への負担はありません。地球温暖化対策というのであれば、温室効果ガスを排出している企業にこそ負担を求めるべきではないでしょうか。これを国民個人に押しつける、先ほど区民全体で4,200万という話もありましたけれども、こうしたことに区民の納得は得られないのではないのでしょうか。

また、税収の配分についても問題があります。自治体に配分される森林環境譲与税は、森林整

備や環境保護の費用として2019年度から先行して配分されています。各自治体へは都道府県に10%、区市町村に90%の割合で、その90%を私有林や人工林の面積に応じて5割、人口に応じて3割、林業従事者に応じて2割となっています。この結果、森林がなくても人口が多い自治体には多額の譲与税が配分されています。森林を有する自治体が体制整備や森林整備に活用できるように交付基準を見直すこと、また需要のある自治体への地方交付税の拡充をすることを国に強く求めることが必要です。

森林環境税以外は反対するものではありませんけれども、以上の立場から、特別区税条例の一部改正に反対をいたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、14番白川司議員。

〔白川 司議員登壇〕

○14番（白川 司議員） 千代田区特別区税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を申し上げます。

毎年、国会で見直されている税制改正は、国民の三大義務である納税の義務に基づいて、国民に広く公平に負担を求める必要から、その時々々の社会経済情勢に即して行われているものです。今回の千代田区特別区税条例の一部改正につきましても、国会においてしっかり議論された上で決定された法改正に伴うもので、全国一律で行われる全自治体に必要な条例改正です。そのため、千代田区議会においても、本条例の必要性には議論の余地がありません。したがって、賛成いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました議案第24号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例は、会議規則第36条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略し、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第24号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第24号は、賛成多数により可決されました。

日程第4から第10を一括して議題にします。



議案第25号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第29号 雉子橋補修補強工事請負契約について

議案第30号 新川橋塗装塗替等工事請負契約について

議案第31号 災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について

議案第32号 災害対策用備蓄物資（水）の購入について

議案第33号 区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について

議案第34号 区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入について

（企画総務委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第25号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正により、省令に定める基準に適合することで容積率緩和が認められる特例が制度化されたこと。また、省エネ性能に適合することが確認できる一戸建て及び共同住宅の誘導仕様基準が追加されたことに伴い、新たな手数料に関する規定を定めるほか、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第29号、雉子橋補修補強工事請負契約についてでございます。

雉子橋補修補強工事施行のため、請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は38億2,580万円、契約の相手方は東洋建設株式会社関東支店となっております。

令和5年度一般会計環境まちづくり費及び令和6年度から令和12年度までの債務負担行為として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第30号、新川橋塗装塗替等工事請負契約についてでございます。

新川橋塗装塗替等工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は3億4,650万円、契約の相手方はNITTO・佐藤建設共同企業体となっております。

令和5年度一般会計環境まちづくり費及び令和6年度、令和7年度債務負担行為として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第31号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資として、非常用圧縮毛布を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は4,544万1,000円、購入先は株式会社清水商会東京支店となっております。

令和5年度一般会計総務費として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第32号、災害対策用備蓄物資（水）の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてミネラルウォーターを購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は2,550万6,835円、購入先は株式会社赤尾東京本社となっております。

令和5年度一般会計総務費として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第33号、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について及び議案第34号、区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入についてにつきまして、一括してご説明申し上げます。

区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等及び教材等を購入するもので、公募制指名競争入札の結果、什器等につきましては、購入金額1億7,380万円、教材等につきましては、購入金額2,013万円で、購入先はいずれもジャンボ株式会社となっております。

それぞれ令和5年度一般会計子ども費として予算のご議決を頂いているものでございます。

以上、7議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第11から第13を一括して議題にします。



議案第23号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号

議案第26号 千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

議案第27号 千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第23号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額750億4,325万2,000円に1億6,189万7,000円の予算額を追加させていただきます。内容は、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は752億514万9,000円となっております。

次に、議案第26号、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例でございます。

多子世帯における経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料を無償とするものでございます。

本年10月1日から施行いたします。

次に、議案第27号、千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対する過年度分の国民健康保険料及び介護保険料について、保険料の減免の適用及び減免申請に係る特例措置の適用を受ける対象年度を改めるものでございます。

公布の日から施行いたします。

以上、3議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第14及び第15を一括して議題にします。

---

議案第28号 千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例

議案第35号 特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結について

（環境まちづくり委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第28号、千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

JR飯田橋駅西口の整備に伴い、飯田橋児童遊園の区域を外濠公園に編入し、都市公園として一体的に管理するため、同児童遊園を廃止するものでございます。

本年8月1日から施行いたします。

次に、議案第35号、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結についてでございます。

多町大通り南及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等を内容とする委託協定を締結するもので、協定金額は4億5,000万円、相手方は東電タウンプランニング株式会社となっております。

令和5年度一般会計環境まちづくり費及び令和6年度債務負担行為として予算のご議決を頂いているものでございます。

以上、2議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第16から第19を一括して議題にします。



報告第5号 令和4年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

報告第6号 明大通りⅡ期歩道拡幅工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第7号 和泉公園周辺地区道路整備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第8号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 報告案件4件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第5号、令和4年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてでございます。

本年第1回区議会定例会におきましてご議決いただきました、令和4年度一般会計予算の繰越明許費19億7,276万3,000円のうち、13億6,838万9,000円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

明許費と繰越額との差額につきましては、いきいきプラザ一番町管理運営、旧和泉町ポンプ所跡地の購入などの事業が年度内に執行することができたこと等によりまして、繰越額が減少したものでございます。

次に、報告第6号、明大通りⅡ期歩道拡幅工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。

交通誘導員の増等に伴い経費が増加したため、契約金額3億4,153万2,400円を3億5,144万5,600円に変更いたしましたのでご報告するものでございます。

次に、報告第7号、和泉公園周辺地区道路整備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。

舗装範囲の追加、交通誘導員の増等に伴い経費が増加したため、契約金額4億844万8,700円を4億1,447万2,300円に変更いたしましたのでご報告するものでございます。

次に、報告第8号、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。

外濠公園内を自転車で走行中、園路の舗装が欠損している箇所転倒し、自転車の後輪を損傷した損害賠償請求事件につきまして、区が当該自転車の所有者に対し8,580円を支払うことで和解いたしましたのでご報告するものでございます。

以上、4件につきましてご報告いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、7月11日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承をお願いします。

散会します。

午後4時02分 散会